香川県みどりの基本計画

みんなで育み、活かし、未来へつなぐ、
香川のみどり

令和８年３月
香　川　県

はじめに

香川県は、北に、県花・県木のオリーブで知られる小豆島や、現代アートの聖地として世界的に有名な直島など、大小110余の島々が絶景を織りなし、「世界の宝石」と称される瀬戸内海を望み、南に連なる讃岐山脈から瀬戸内海に向かって開けた讃岐平野には、おむすび型の里山や１万２千を超えるため池が点在するなど、みどり豊かで個性のある自然環境に恵まれています。中でも、森林をはじめとするみどりは、山地災害の防止や水源の涵(かん)養、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全などの多面的な機能を有する県民共有の財産であり、私たちの安全・安心な暮らしや快適な生活環境の創造に欠くことのできない大切な役割を担っています。

近年、県土の約半分を占める森林では、ヒノキ人工林等の森林資源が利用期を迎えていることから、「かがわヒノキ」を中心とした県産木材の供給と利用の促進を通じて、森林整備の推進につなげていくことなどが課題となっています。

また、里山林では、ナラ枯れの拡大や野生鳥獣による被害の増大などが課題となっており、あらためて、その利用と保全のあり方が問われています。

さらに、こうした中、里山、森林、農村など、自然や景観を活かして、地域の魅力を高め、にぎわいづくりを進めていくことで、地域の活性化につなげることが求められています。

このような状況を踏まえ、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、令和 8 年度から 5 年間のみどりづくりの指針として、「香川県みどりの基本計画」を策定しました。

この計画では、「みんなで育み、活かし、未来へつなぐ、香川のみどり」を基本目標に掲げ、「みどりを育む」、「みどりを活かす」、「みどりをつなぐ」の三つを基本方向とし、市町をはじめ、事業者、民間団体など多様な主体との連携を図りながら、さまざまな施策の推進に全力で取り組んでまいります。

この計画の策定に当たりまして、県議会、香川県環境審議会をはじめ、県民の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し、深く感謝いたします。

令和８年３月

香川県知事　池　田　豊　人

目　　次

第１章　計画に関する基本的事項

１　計画策定の背景・趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　計画の対象範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５　基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２章　香川県のみどり

１　県土の特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
２　みどりの現状・特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第３章　計画の基本目標と施策展開の基本方向

１　計画の基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
２　施策展開の基本方向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
３　施策体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

第４章　施策の展開

１　基本方向１　みどりを育む　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
２　基本方向２　みどりを活かす　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
３　基本方向３　みどりをつなぐ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

第５章　計画の推進

１　推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
２　進行管理（指標一覧）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

参考資料

１　用語解説　・・・・・・・・・５２
２　天然記念物等の指定状況　・・・・・・・・・６１
３　みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例　・・・・・・・・・６４
４　香川県環境基本条例　・・・・・・・・・７１
５　令和６年度県政世論調査結果の概要　・・・・・・・・・７７
６　令和７年度県政モニターアンケート結果の概要　・・・・・・・・・８６
７　計画策定の経緯　・・・・・・・・・９３
８　香川県環境審議会委員名簿　・・・・・・・・・９４

第１章　計画に関する基本的事項

１　計画策定の背景・趣旨

２　計画の位置づけ

３　計画の期間

４　計画の対象範囲

５　基本的な考え方

第１章　計画に関する基本的事項

１　計画策定の背景・趣旨

本県では、21 世紀にふさわしい水と緑に恵まれた美しい郷土香川の創造を図るため、森林を含むみどりについての基本的な考え方を明らかにしたものとして、香川県緑化推進基本計画（第 1 次計画：平成 13 年度～平成 22 年度）及び香川県森林・林業基本計画（第 1 次～2 次計画：平成 7 年度～平成 17 年度）を策定し、これらに基づき、みどりに関する諸施策を進めてきました。

その後、平成 14 年 3 月に、緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な考え方を明らかにした「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成 14 年本県条例第 2 号）」を制定し、そのなかで、改めて緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画を策定することとなり、平成 18 年に香川県緑化推進基本計画と香川県森林・林業基本計画の統合・見直しを行い、香川県みどりの基本計画（第 1 次：平成 18 年度～平成 22 年度）を策定しました。

第 2 次計画（平成 23 年度～平成 27 年度）、第 3 次計画（平成 28 年度～令和 2 年度）を経て策定された第 4 次香川県みどりの基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度）では、「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」をめざして、各分野にわたる施策を進めてきたところですが、令和 7 年度に、この計画期間が終了することから、これまでの取組みの成果を引き継ぎ、一層進めるとともに、第 4 次計画策定以降のみどりを取り巻く環境の変化や社会経済の状況、県民意識・ニーズ、有識者をはじめとする県民の意見などを踏まえ、これからの新たな香川づくりの指針である香川県の総合計画の基本方針に沿って、新しい香川県みどりの基本計画を策定するものです。

2　計画の位置づけ

本計画は、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に規定するもので、森林・林業を包含した緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画であるとともに、香川県環境基本条例に規定する自然環境の保全やみどりの創出などに関する分野における基本的な計画です。

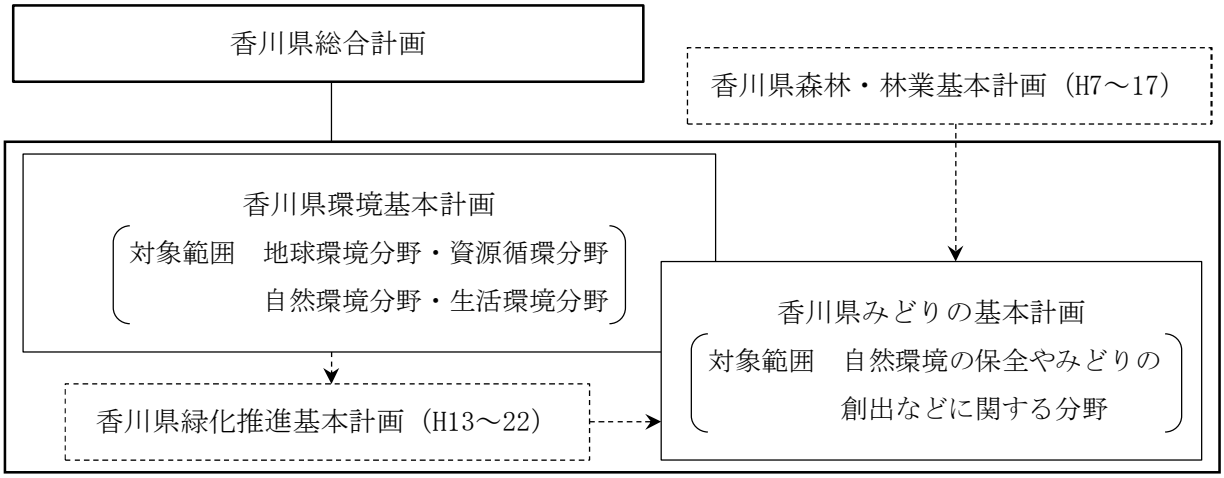

3　計画の期間

計画期間は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間とします。

4　計画の対象範囲

本計画が対象とするみどりは、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に規定する「樹木等の植物が生育する森林、農地、草地その他これらに類する土地が形成している環境」とします。

したがって、森林、農地、草地だけでなく、公園などを含む市街地や海辺・島しょ部など県土全域の植物が生育する環境を対象とします。

5　基本的な考え方

これまで、第 4 次香川県みどりの基本計画に基づき、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を推進してきました。本県の森林を含む「みどり」を、県土保全や水源涵養など公益的機能としての恩恵を広く県民に与えてくれる「みどりの社会資本」として位置づけ、先人たちの努力によって造成された豊かな「みどり」を、持続的に管理・利用し、次世代に引き継いでいく必要があります。そのため、本計画では、基本目標を「みんなで育み、活かし、未来へつなぐ、香川のみどり」とし、「みどり」を取り巻く社会情勢の変化や県民の意向などを施策体系に反映させ、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

第２章　香川県のみどり

１　県土の特徴

２　みどりの現状・特徴

第２章　香川県のみどり

１　県土の特徴

（１）地形・気候

【小さな県土と長い海岸線、多くの島々】

県土の面積は 1,876.87 平方キロメートルで、全国で一番小さく（国土の約 0.5%）なっていますが、瀬戸内海に面し、大小 110 余の島々が多島美を形成するなど、県土の海岸線延長は 700 キロメートルを超え、陸地面積 1,000 平方キロメートル当たりの海岸線延長は全国平均の 4 倍以上となっています。（県土面積：令和 5 年 10 月現在、海岸線延長：令和 5 年 3 月現在）

【変化に富んだ地形】

讃岐平野が県土の半分程度を占め、広がりのある田園風景を形成しています。

平野部から海岸・島しょ部一帯には、讃岐富士（飯野山）などに代表される孤立丘や、屋島に代表される溶岩台地が分布し、県土の南部には讃岐山脈が連なり、変化に富んだ地形が形成されています。

【短い河川と多くのため池】

河川は、全体に川幅が狭く、延長も短く急流で、通常は伏流しており、水量も多くありません。このようなことから、満濃池をはじめとする大小 12,200 余りのため池が作られ、古くから県民の生活と密接に結びつくとともに、生物にとって大切な水辺の生息・生育環境を提供しています。

【温暖少雨と長い日照時間】

温暖で雨が少なく、日照時間の長い典型的な瀬戸内式気候に属しています。年平均気温は 17℃前後であり、年平均降水量は約 1,150 ミリメートルで、全国 44 番目です。また、年平均日照時間は約 2,050 時間で、全国 14 番目です。（都道府県庁所在地の 1991 年～2020 年の平年値）

（２）社会的状況

【人口】

人口密度は 493.2 人／平方キロメートルで、全国で 11 番目と高くなっています。昭和 20 年以降、増加傾向にあった人口推移が、平成 11 年を境に減少傾向を示しています。老年人口が平成 5 年に年少人口を超え、それ以降も増加傾向を示しています。（人口密度：令和 5 年 10 月現在）。なお、「かがわ人口ビジョン」（令和 2 年 3 月改訂版）では、令和 42（2060）年に人口 77 万人を維持するという目標を掲げています。

【土地利用の現状】

都市計画区域率について、県土の 42%は都市計画区域となっています。本県の耕地面積は減少傾向にありますが、耕地面積率は全国 10 番目と高くなっています。本県の森林率は 47%で、全国 37 番目となっており、低位にあります。（都市計画区域

率：令和 4 年 3 月現在、耕地面積率：令和 5 年 7 月現在、森林率：令和 4 年 3 月現在）

2　みどりの現状・特徴

（１）森林のみどり

【森林面積・森林率・人工林率】

本県の森林面積は約 8 万 8 千ヘクタール（全国 45 番目）で、森林率は 47%、森林のうち人工林は約 2 万 3 千ヘクタールで、人工林率は 27%（全国 43 番目）となっています。（林野庁調べ　令和 4 年 3 月現在）

【樹種別面積率・広葉樹面積】

本県における森林は、広葉樹が 62%と一番多く、次いで、ヒノキ・マツとなっています。昭和 30 年代の燃料革命以降、木材利用が減少したことと、昭和 50 年代前半の松くい虫被害の跡地で天然更新が促進されたことにより、広葉樹は齢級別の構成で二山のピークを持ち、高齢化（10 齢級［46～50 年生］以上）が進んでいます。

図 1　樹種別面積率

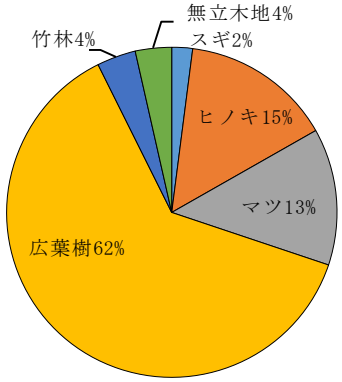

資料：香川県森林・林業政策課
（令和 7 年 3 月 31 日現在）

図 2　齢級別広葉樹面積

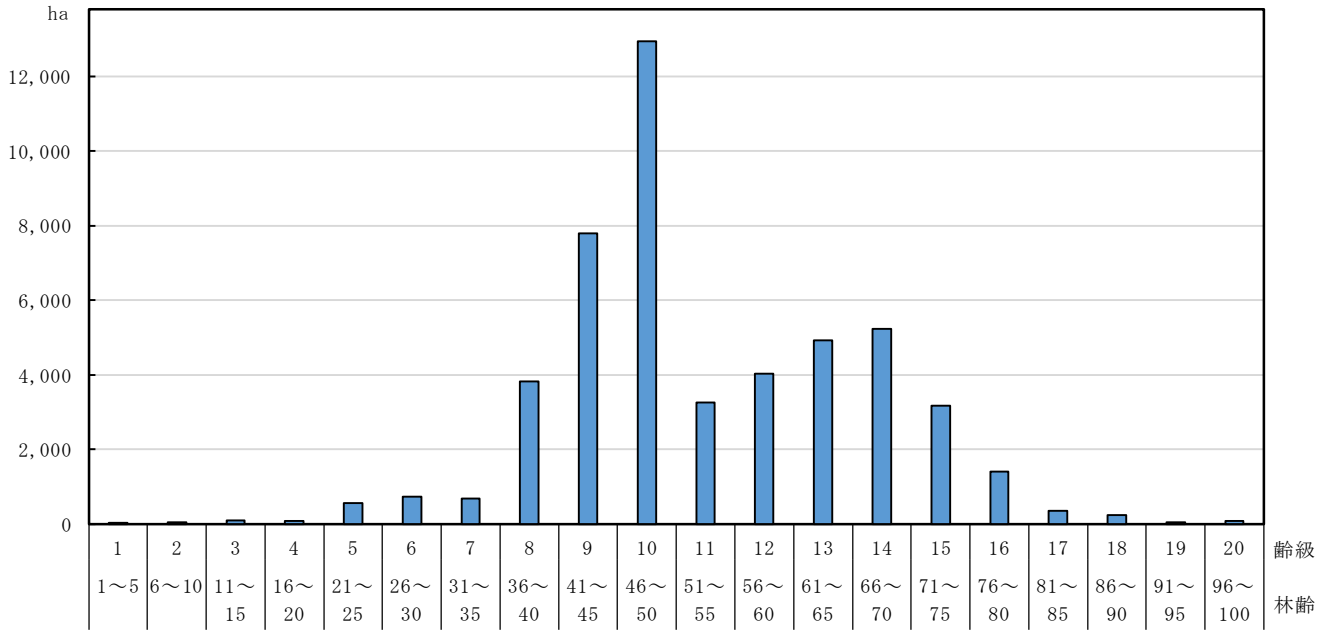

資料：香川県森林・林業政策課（令和 7 年 3 月 31 日現在）

【人工林における樹種別面積率】

県内の人工林（民有林）約１万８千ヘクタールのうち、ヒノキは約１万２千ヘクタールで人工林（民有林）全体の 63%を占めています。松くい虫被害の跡地等に植栽されたヒノキは、木造住宅の柱材などに利用できる時期(7 齢級[31～35 年生]以上）を迎えています。

図３　人工林における樹種別面積率

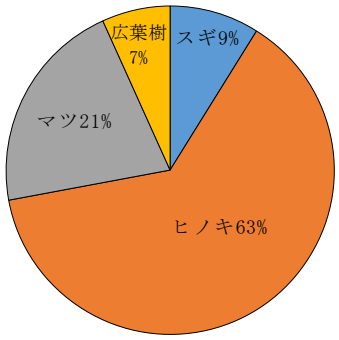

資料：香川県森林・林業政策課
（令和７年３月 31 日現在）

図４　齢級別ヒノキ林面積

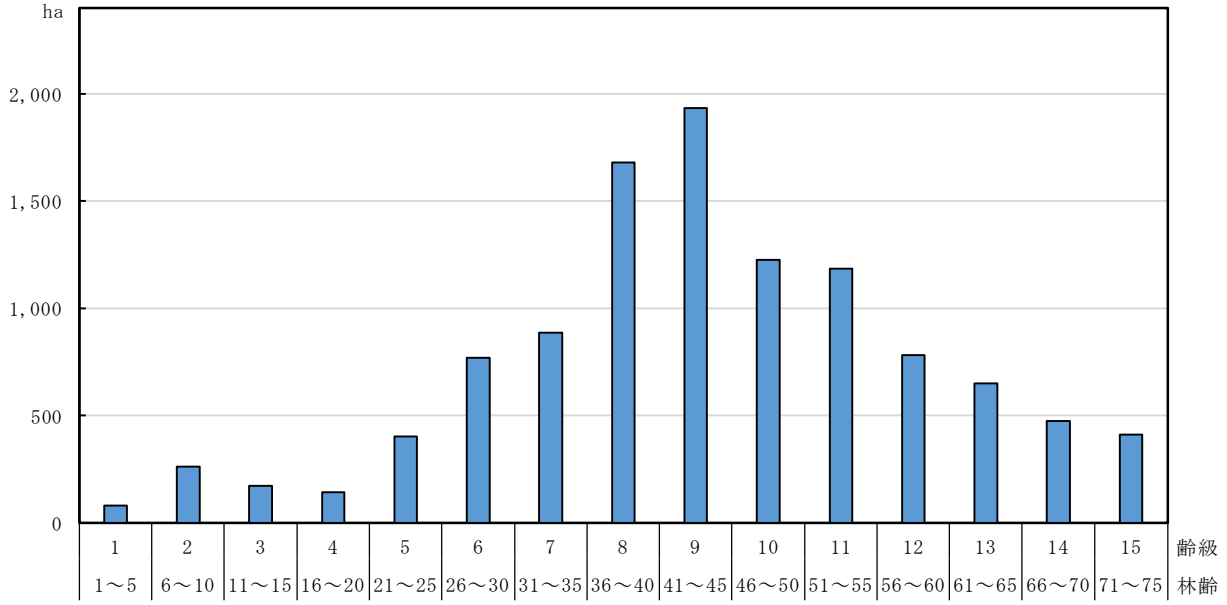

資料：香川県森林・林業政策課（令和７年３月 31 日現在）

（２）すぐれた自然のみどり

本県では、古くから高度の土地利用がなされ、原生的な自然環境は少なくなっていますが、琴平山や藤尾山等の社叢（鎮守の森）、寒霞渓周辺、大滝大川県立自然公園などの自然林は、本県の原生的な植生の姿を今に伝えています。

本県の郷土風景としては、屋島や五色台、飯野山をはじめとする溶岩台地、孤立丘のみどりと、南部に位置する讃岐山脈が大きな特徴を形成し、本県特有の田園風景を作りだしています。また、島しょ部ではみどりに覆われたいくつもの島々と、静かな海面、白砂青松の浜、散在する漁港、段々畑など自然と人間の営みが一体となった独特の親しみ深い多島海景観を形成しています。

このようなすぐれた自然景観が展開する地域については、瀬戸内海沿岸の島しょ部や海岸部一帯を中心にした地域が、昭和９年３月 16 日に日本初の国立公園である瀬戸内海国立公園として指定されています。また、讃岐山脈の大滝山から竜王山を経て滝の奥峠に至る地域と大川山周辺の地域を、平成４年９月 14 日に大滝大川県立自然公園として指定しています。

（３）農地のみどり

平野部に広がる水田や畑地のみどりは、点在するため池とともに香川らしいのどかな田園景観を形成していますが、近年は、耕作放棄地の増加やイノシシなどの野生鳥獣による農作物への被害の増加などが原因で、減少傾向にあります。

（４）まちのみどり

みどりは蒸発散作用などにより気候を緩和するとともに、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着、いわゆるヒートアイランド現象の緩和などにより、快適な環境形成に寄与するほか、フィトンチッドに代表される樹木からの揮発性物質により直接的な健康増進効果が得られるとも言われており、県民の心や体をリフレッシュできるレクリエーションや憩いの場として、都市公園などのみどりが整備されています。

本県の都市公園は、国、県、市町がそれぞれに整備・管理しているものがあり、これらを合わせた令和 6 年 3 月 31 日現在の整備状況は、503 か所 1,600 ヘクタールとなっています。

第３章　計画の基本目標と施策展開の基本方向

１　計画の基本目標

２　施策展開の基本方向

３　施策体系

第３章　計画の基本目標と施策展開の基本方向

１　計画の基本目標

「みどり」と人・社会との関わり方に焦点を当て、いかに「みどり」とふれあえる機会を創出できるのかを考慮の上、基本目標を、「みんなで育み、活かし、未来へつなぐ、香川のみどり」とします。

この基本目標のもと、日本一充実した「みどり」とともに暮らす社会の実現をめざして、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、施策展開の基本方向を、「森林をはじめとするみどりをいかに守り、育てていくのか」、「暮らしのなかにあるみどりをいかに利用していくのか」、「先人たちの努力により作られたみどりをいかに未来へつなげていくのか」といった三つの視点で集約し、それぞれを「みどりを育む」、「みどりを活かす」、「みどりをつなぐ」という三つの大項目に整理します。

【基本目標】	「みんなで育み、活かし、未来へつなぐ、香川のみどり」
【三つの大項目】	１　みどりを育む ２　みどりを活かす ３　みどりをつなぐ

２　施策展開の基本方向

緑化の推進とみどりの保全に関する諸施策の展開に当たっては、三つの大項目ごとに、施策展開の基本方向を次のとおり定めます。

また、この計画に掲げる施策を実施することにより、二酸化炭素の吸収源である森林の整備を通じて、地球温暖化の防止にも貢献していくとともに、コロナ禍以降の、感染症のリスクを低減した社会経済活動の促進を図ります。

さらに、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されるＳＤＧｓ（2015 年に国連サミットにおいて採択された 2030 年までに達成すべき国際社会全体の開発目標）について、みどりは、さまざまなゴールに関連していることから、この計画に掲げる施策を実施することにより、ＳＤＧｓの目標達成にも貢献していきます。

なお、この計画はさまざまな環境のみどりを対象にしているため、関係部署と連携して施策に取り組みます。

（１）みどりを育む

森林をはじめとするみどりを守り、育てていくためには、まずは、持続可能な森林経営を確立すること、そして、健全なみどりの環境を保全していくこと、さらには、すぐれたみどりについては将来にわたり守り維持していくことが必要となります。

そのため、「みどりを育む」という基本方向について、中項目として、以下の三つに整理しました。

①森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林資源の循環利用を通じた、森林の適正な整備を推進するとともに、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」に向けた取組みを推進します。

②山地災害防止対策や乱開発防止対策、病虫獣害対策などの実施により、みどりを

適切に管理・保全するなど、森林の持つ多面的な機能の保全に取り組みます。

③すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全や、生物多様性の保全に取り組むとともに、自然公園などの利用促進や適切な維持・管理などにより、すぐれた自然の保護・保全を図ります。

このような基本方向のなかでも、近年の林業に関する社会情勢の動向を踏まえ、航空レーザ計測データを活用した本県の森林資源の状況把握や、ドローンやＩＣＴ機器の導入支援などによる森林施業の効率化と生産性の向上、花粉の発生源対策となる少花粉品種の供給体制の整備などに重点的に取り組みます。

（２）みどりを活かす

私たちの暮らしのなかにあるみどりを有効に利用していくために、林業や木材産業などの振興を通じて、成熟しつつある県内のヒノキ人工林の整備と利用や、高齢化している広葉樹林の整備と資源の利活用を進めるほか、森林公園や都市公園などの地域資源を積極的に活用する必要があります。

そのため、「みどりを活かす」という基本方向について、中項目として、以下の三つに整理しました。

①木材利用による林業の活性化とそれによる森林整備の促進を図るため、県産木材の加工・流通体制の整備や、建築物における県産木材の利用促進、県産木材の認知度の向上を図ります。

②里山の再生を進めるため、身近な里山林の持続的な保全管理と資源の利活用の拡大を促進します。

③森林や里山、農村などの自然や景観といった「地域資源」を活用し、地域の魅力を高め、にぎわいづくりを一層進めていくため、森林公園や都市公園などの整備・管理や都市部の緑化促進など、地域資源の活性化に取り組みます。

このような基本方向のなかでも、近年、より一層、身近なところで自然環境とふれあえる場の創出が求められていることから、県民が安全・安心・快適に森林公園などを利用できるよう、計画的な施設・設備の整備に重点的に取り組みます。

（３）みどりをつなぐ

先人たちの努力によって造成された豊かなみどりを未来へつないでいくためには、森林・林業の担い手となる人材の育成や、みどりとふれあう活動の充実を図るとともに、みどりとのふれあいを通して、暮らしを豊かにする地域づくりを進める必要があります。

そのため、「みどりをつなぐ」という基本方向について、中項目として、以下の三つに整理しました。

①森林所有者の森林経営意欲を高めるとともに、県立農業大学校「林業・造園緑化コース」の運営や林業における労働環境の改善などを通じて、森林・林業の担い手育成に取り組みます。

②みどりづくりに対する県民の理解を深め、参加の促進を図るとともに、みどりを守り・育てる人材の育成に取り組みます。

③県民参加の森づくり活動を一層推進するとともに、里山の活用・保全や農山村地域と都市住民との交流、川辺や海岸の保全活動など、みどりを活かした地域づくりを推進します。

このような基本方向のなかでも、林業後継者や施業を担う現場作業員の確保・育成が重要な課題となっていることから、林業従事者が生きがいを持って働ける魅力ある林業の実現に向けて重点的に取り組みます。

3　施策体系

施策区分	施策の柱	施策展開
大項目	中項目	小項目

1 みどりを育む	1-1 持続可能な森林経営の確立	1-1-1　森林整備の推進
		1-1-2　路網整備等による効率的な作業システムの導入促進
		1-1-3　施業の集約化の促進
	1-2 多面的機能の保全	1-2-1　山地災害防止対策の推進
		1-2-2　保安林の適切な管理
		1-2-3　適正なみどりの保全
		1-2-4　森林病害虫等防除対策の推進
		1-2-5　有害鳥獣対策と外来種対策の推進
	1-3 すぐれた自然の保護・保全	1-3-1　自然公園等の保護・利用
		1-3-2　すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全
		1-3-3　自然記念物等の保護・保全
		1-3-4　生物多様性の保全
2 みどりを活かす	2-1 県産木材の利用促進・需要拡大	2-1-1　「かがわヒノキ」等県産木材の加工・流通体制の整備
		2-1-2　建築物における県産木材利用の促進
		2-1-3　県産木材の普及啓発
	2-2 里山再生の推進	2-2-1　里山整備の推進
		2-2-2　里山資源の利活用
	2-3 森林公園等の地域資源の活性化	2-3-1　森林公園等の地域資源の活用
		2-3-2　公共施設等の緑化の推進
3 みどりをつなぐ	3-1 森林・林業の担い手育成	3-1-1　林業後継者の確保・育成
		3-1-2　担い手育成の促進
		3-1-3　林業労働力の確保
	3-2 みどりづくりへの理解と参加の促進	3-2-1　みどりづくりの意識の高揚
		3-2-2　みどりを守り・育てる人材の育成
	3-3 県民参加のみどりづくりの推進	3-3-1　県民参加の森づくり活動の推進
		3-3-2　みどりを活かした地域づくり活動の推進

第４章　施策の展開

１　基本方向１　みどりを育む

２　基本方向２　みどりを活かす

３　基本方向３　みどりをつなぐ

第４章　施策の展開

本県のみどりの現状と課題、施策の方向などは次のとおりです。また、施策の進捗状況を把握・評価するため、施策体系の三つの施策区分（大項目）ごとに二つの指標を設定するとともに、施策展開（小項目）ごとに指標を設定し、全体として 25 項目の指標を設定します。

基本方向１　みどりを育む

【施策区分（大項目）１の指標】

項　　目	単位	現況【R6 年度】	目標【R12 年度】
森林整備と木材利用に関する認知度	%	42 （R7.6 現在）	50
森林整備（植栽、下刈り、除間伐、枝打ち）面積（累計）	ha	3,986 （R2～R6 累計）	5,000 （R8～R12 累計）

1-1　持続可能な森林経営の確立

現状と課題

○　県土の約 47%を占める森林は、水源の涵養や山地災害防止、木材等林産物の供給に加え、生物多様性保全、二酸化炭素の吸収など多面的な機能を有し、日常生活や事業活動に大きく貢献しており、こうした機能を持続的に発揮していくためには、森林資源の循環利用を通じた、森林の適正な整備を推進する必要があります。

○　一方で、これまでの林業は造林から収穫まで長期間を要し、自然条件下での人力作業が多いことから、低い生産性や安全性が課題であり、さらに原木の価格は低迷している一方で人件費や物価は上昇しているなど、持続可能な森林経営を確立するためには、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」に向けた取組みを推進する必要があります。

○　「新しい林業」の実現のためには、成長の早いエリートツリーやＩＣＴ等の新たな技術を活用した森林施業コストの低減や、路網整備と施業の集約化により高性能林業機械を有効に活用し素材生産コストの低減を図る必要があり、また社会問題化している花粉症対策についても進める必要があります。

施策の体系

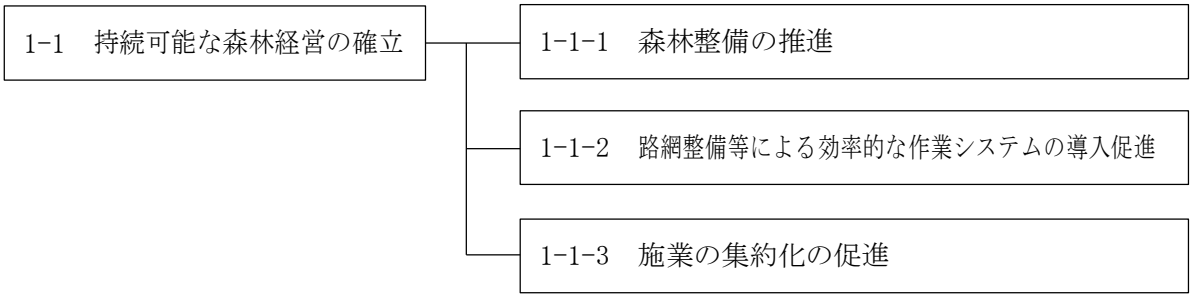

施策展開

1-1-1 森林整備の推進

ア）森林計画制度の適正な運用

○　無秩序、無計画な伐採や開発からの機能回復を図ることは容易でないことから、本県の森林の整備や保全の目標、市町村森林整備計画の指針などを示す香川地域森林計画を定め、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進します。

イ）「新しい林業」に向けた取組みの推進

○　適地適木に配慮し、成長の早いエリートツリー等による低密度植栽や下刈り回数の低減など造林・育林の省力化に向けた取組みについての普及啓発及び森林調査や測量の効率化のためのドローンやＩＣＴ機器の導入を支援し、森林施業の効率化と生産性の向上を図ります。

ウ）森林整備・県産木材供給への支援

○　多面的機能の維持・増進を図るとともに、森林資源の循環利用を促進するため、適切な施業方法により森林所有者などが行う植栽や下刈り、間伐などの森林施業や間伐材の搬出に対し、森林環境譲与税も活用して支援します。

エ）花粉発生源対策等優良種苗の安定的な供給体制の整備

○　花粉の発生源対策となる少花粉品種や成長が早いエリートツリー等の優良種苗など、多様なニーズに即した、スギ・ヒノキのコンテナ苗や優良な広葉樹の育苗などの試験研究に取り組むとともに、これらの苗木のさらなる供給体制の強化に向け、少花粉品種やエリートツリーの採種園整備に努めます。

1-1-2 路網整備等による効率的な作業システムの導入促進

ア）災害に強い林内路網の整備

○　森林資源の循環利用を推進し、林業の生産性を高めるため、現在の林内路網の保全・改良はもとより、長寿命化対策を進めるほか、「林道規程」や「香川県林業専用道作設指針」、「香川県森林作業道作設指針」に則り、傾斜区分と作業システムに応じためざすべき路網密度の水準を踏まえ、台風等の災害にも強く耐久性の高い林道や森林作業道などによる林内路網の整備を促進します。

イ）高性能林業機械等の導入の支援

○　低コストで効率的な搬出間伐などを促進するため、森林環境譲与税の活用な

どにより、従来の機械に比べて性能が高い高性能林業機械などの導入を支援します。

ウ）効率的な作業システムの普及

○　森林所有者や意欲と能力のある林業経営体など地域の林業関係者が各事業地に応じた最適な作業システムの選択ができるよう、一定の広がりを持つ同じ条件下の地域で効率的な木材生産が可能となるモデル的な作業システムを示すとともに、選択に必要な技術・知識の普及・指導を行います。

1-1-3　施業の集約化の促進

ア）森林関連情報の活用

○　航空レーザ計測データを活用して森林資源情報の解析を行い、樹種や材積量など詳細な森林資源の状況や、林内路網の整備状況などの情報を収集・整理し、林業経営体による施業の集約化を実施するための基礎データとして活用します。

イ）森林経営計画策定の促進

○　森林施業の団地化、集約化を積極的に促進し、森林所有者や意欲と能力のある林業経営体などにより森林経営計画が作成され、これに基づく森林施業が着実に実施されるよう支援します。

ウ）市町への支援

○　林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立に向け、林地台帳制度や森林経営管理制度が適正に運用されるよう、市町の取組みを支援します。

指標

施策展開	項　　目	単位	現況【R6 年度】	目標【R12 年度】
1-1-1	森林整備面積（累計）（再掲）	ha	3,986 （R2～R6 累計）	5,000 （R8～R12 累計）
1-1-2	林内路網延長	km	1,777	1,819
1-1-3	林業経営者が作成した森林経営計画の認定面積	ha	4,084	4,200

方向性を同じくするＳＤＧｓのゴール

1-2　多面的機能の保全

現状と課題

○　森林が持つ山地災害防止や水源の涵養など公益的機能を維持していくためには、適切な維持・管理が必要であり、台風等の風水害の頻発化・激甚化も懸念されるなか、引き続き、山地災害の未然防止を図るための治山事業の推進や、設置した治山ダムなどの施設の保全、荒廃のおそれがある保安林の機能回復などに取り組んでいく必要があります。

○　森林や農地などの「みどり」は、ひとたび失われると容易には元に戻らないため、多面的機能の維持・発揮に向けた適切な保全を図ることが重要となることから、各種規制の適正な運用を図るとともに、違法開発の防止や早期発見のための監視に努める必要があります。

○　「みどり」に対する被害は、自然災害や人間の行為によるもの以外に、松くい虫やカシノナガキクイムシなどの森林病害虫、ニホンジカやノウサギなどの野生鳥獣、オオキンケイギクやナガエツルノゲイトウなどの外来種によっても発生していますが、これらの被害を完全に防ぐことは困難であることから、市町・関係団体とも連携して、被害の早期発見、被害拡大防止対策の迅速な実施に努める必要があります。

図５　狩猟免許所持者数の推移

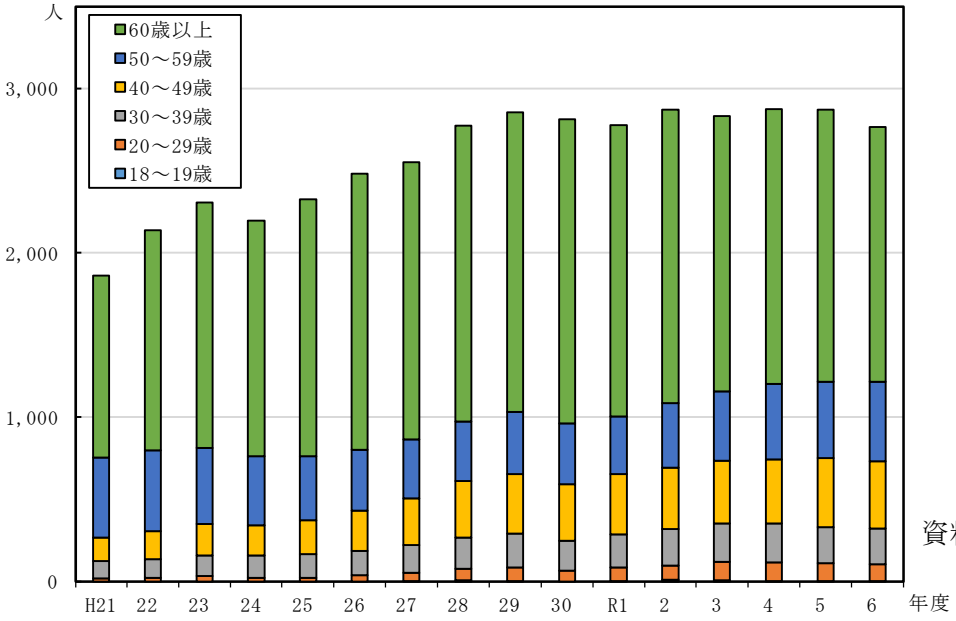

資料：香川県みどり保全課

施策の体系

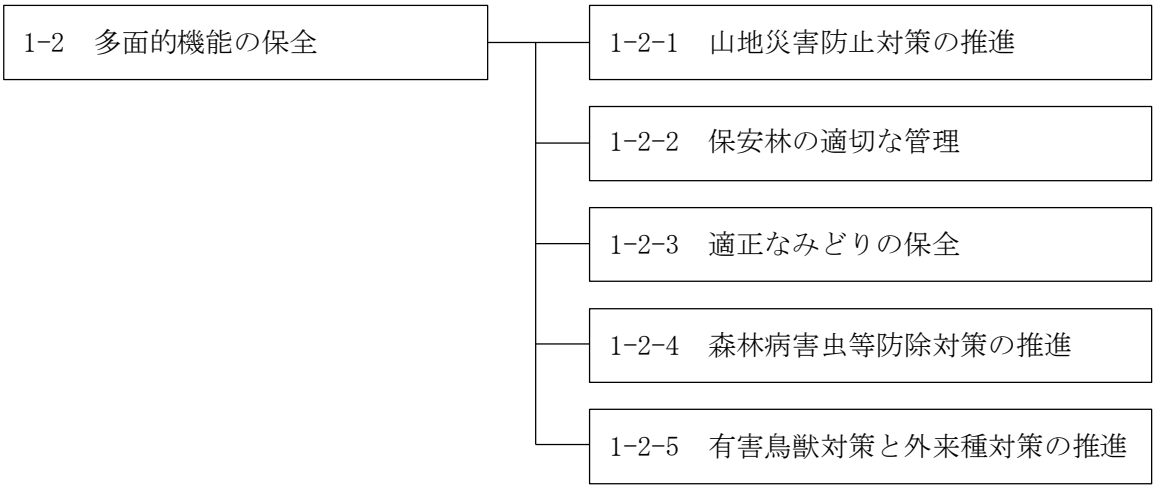

施策展開

1-2-1 山地災害防止対策の推進

ア）治山ダム設置による山地災害防止対策

○　危険度の高い山地災害危険地区における治山ダムの整備率を高めるなど、山地災害の防止対策を進めます。

○　砂防事業や国有林治山事業との連携・調整を図り、効果的に治山事業を進めます。

イ）土砂流出防備保安林等の整備

○　荒廃した森林の早期回復を図るとともに、立木の密度を調整して樹木の成長と下層植生の生育を図る本数調整伐を行うなど、土砂流出防備保安林等の整備を進めます。

ウ）防災・減災、国土強靭化に向けた取組み

○　きめ細かな治山ダムの配置等による土砂・流木の流出抑制対策や、保安林整備と山腹斜面の雨水の分散を図る筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化を進めるとともに、設置から一定年数を経過した治山施設の老朽化状況を点検し、緊急性の高い施設から機能強化や補修を行うなど、施設の長寿命化対策を進めます。

エ）山地災害危険地区に対する避難体制の整備

○　山地災害危険地区の地域住民に対し、大雨時などの自主的な避難を促すため、市町と連携して、避難体制の整備や危険箇所に関する情報の周知の徹底などに努めます。

1-2-2 保安林の適切な管理

ア）保安林の適正な配備

○　森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況、保全対象の状況を踏まえ、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全形成など公益目的達成の観点から必要な保安林の指定・解除を行うなど、適正な配

備に努めます。

イ）保安林制度の適正な運用

○　保安林としての働きを維持するために守らなければならない森林の取扱方法（立木の伐採方法や限度、伐採後の植栽方法など）を定めた指定施業要件について、効果的・効率的に間伐等の森林整備が実施できるよう内容を見直すなど、保安林制度の適正な運用に努めます。

ウ）治山事業による保安林機能の回復

○　水源の涵養や山地災害防止などの機能が低下している保安林について、治山事業により機能の回復を図るなど、保安林の保全・管理に努めます。

1-2-3 適正なみどりの保全

ア）林地開発許可制度の適正な運用

○　森林法に基づく「林地開発許可制度」の適正な運用により、森林の無秩序な開発を防止するとともに、関係機関と連携しながら、開発行為に対する定期的な指導・監視の実施に努めます。

イ）盛土等の安全対策

○　盛土等に伴う災害から人命や財産を守るため、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく「許可制度」、「届出制度」等の適正な運用により、不法な盛土等の造成を防止するとともに、関係機関と連携しながら、不法盛土等を早期に発見し、被害の未然防止に努めます。

ウ）みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の適正な運用

○　みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例に基づき、森林 0.1 ヘクタール以上（その他の土地にあっては 1 ヘクタール以上）の土地開発行為について、土地開発事業者に対し知事との事前協議を義務付けるとともに、県職員による航空機を使用した上空からの監視等を継続して行うなど、適切な土地利用の調整と保全を図ります。

エ）開発跡地の確実な緑化

○　土地開発事業者に対し、開発跡地の適切な緑化を義務付けるとともに、森林における土石の採取など一定の要件を満たす土地開発行為については、緑化の履行を保証するみどりの保全協定の締結を義務付けるなど、開発跡地の確実な緑化を図ります。

オ）みどりの巡視員等による監視の徹底

○　みどりの保全について知識と経験を有し、かつ、みどりの巡視に必要な資質を有する者をみどりの巡視員として委嘱し、土地開発行為の監視や山火事及び病虫獣害の早期発見等のための巡視を推進し、みどりが有する公益的機能の保全を図ります。

カ）農地の保全

○　農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る活動に対する支援を行うとともに、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適正な運用、環境や景観に配慮した農業水利施設の整備に努めます。

キ）藻場の造成・保全

○　藻場が持つ水産資源を守り育てる機能や水域環境を改善する機能を発揮させるため、藻場分布状況の把握、藻場造成の実施により、良好な漁場環境づくりを推進します。

1-2-4 森林病害虫等防除対策の推進

ア）ナラ枯れ被害のライフラインへの二次的被害の防止対策への支援

○　香川県ナラ枯れ防除対策方針に基づき、市町などと連携し、未被害地域や保全するナラ・カシ等の森林においてはナラ枯れの早期発見と被害の急速な拡大の防止に努めるとともに、被害が拡大している地域においては特に人的被害や道路・電線等のライフラインへの二次的被害の防止対策を支援します。

イ）野生鳥獣による森林被害防止対策への支援

○　ニホンジカなどの野生鳥獣から森林を保護するため、森林所有者による鳥獣侵入防護柵の整備や食害防護資材の設置などの被害防止対策を支援します。

ウ）林野火災予防の啓発

○　林野火災を未然に防止するため、市町などと連携し、出火原因や発生時期などの傾向を踏まえ、乾燥時期前に林業経営体等に対し林野火災に注意を促す周知会を開くなど、効果的な林野火災予防の普及啓発に努めるとともに、みどりの巡視員などによる適正な火気の取扱い指導を徹底します。

○　林野火災警報発令時には、林業経営体等に対し電話やメールでの注意喚起の連絡や、ソーシャルメディアを活用した火の取扱いへの注意の呼びかけなど、迅速な情報提供と注意喚起に努めます。

1-2-5 有害鳥獣対策と外来種対策の推進

ア）鳥獣被害防止対策推進のための人材育成等

○　将来にわたって有害鳥獣対策を実践する担い手を確保・育成するため、若者や女性を対象とした狩猟免許取得の入門講座や、狩猟初心者から捕獲経験者まで段階に合わせた捕獲技術講習会を開催するなど、若手狩猟者や地域で中心的な役割を担う「地域リーダー」を育成します。

○　①野生鳥獣への餌付けにつながる耕作放棄地や作物残渣の放置などの防止・地域に寄せ付けない環境づくりのための追い払い、②侵入防止柵の設置などの侵入防止、③有害鳥獣の捕獲の３本柱による地域ぐるみの対策について、市町等と連携して総合的に推進します。

イ）市町が行う有害鳥獣捕獲への支援等

○　市街地に出没するイノシシや生息範囲が拡大しているニホンザルとニホンジカについて、市町が行う有害鳥獣捕獲を支援します。

ウ）県主体の捕獲事業による重点的な捕獲

○　市町が行う有害鳥獣捕獲では十分な捕獲が行われていない市街地周辺部や島しょ部等のイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについて、県主体の捕獲事業等を重点的に実施します。

エ）外来種対策の推進等

○　外来生物法に基づき、アライグマやヌートリアなど特定外来生物の防除を計画的に行う市町を支援するなど、特定外来生物の防除を推進します。

○　新たな特定外来生物の侵入を防止するため、国や市町、民間団体などと連携し、情報収集や監視を行うとともに、定着が確認された場合には、集中的な防除など早期対策に努めます。

○　侵略的外来種の防除についての基礎資料となる「侵略的外来種リスト」を活用し、外来種について正しい理解を深めるよう普及啓発を図るとともに、優先度を踏まえ、国や市町、民間団体などと連携した適切な防除対策に取り組みます。

指標

施策展開	項　　目	単位	現況【R6 年度】	目標【R12 年度】
1-2-1	治山施設整備箇所数(累計)	箇所	62 (R2～R6 累計)	75 (R8～R12 累計)
1-2-2	保安林(国指定)の指定施業要件の見直し未了筆数	筆	2,341	0
1-2-3	みどりの巡視員等による巡視延べ日数	日	584	600
1-2-4	広葉樹林の整備面積(累計)	ha	13 (R2～R6 累計)	25 (R8～R12 累計)
1-2-5	50 歳未満の狩猟免許所持者数	人	540	640

方向性を同じくするＳＤＧｓのゴール

1-3　すぐれた自然の保護・保全

現状と課題

○　暮らしを支えるみどりを充実させていくためには、すぐれた自然環境の保護・保全を図ることが大切であり、瀬戸内海沿岸の島しょ部や海岸地帯を中心にした国立公園や、讃岐山脈の大滝山、竜王山、大川山周辺の県立自然公園の適切な保護・利用増進を図るとともに、「自然環境保全地域」、「緑地環境保全地域」、「自然海浜保全地区」、「風致地区」など貴重な自然環境や植生の分布地、良好な自然環境を形成している自然記念物などについても、適切な保護・保全に努める必要があります。

○　私たちの暮らしは、生物多様性からもたらされるさまざまな恵みにより支えられており、生物多様性の保全における「みどり」の役割が高まるなか、すぐれた自然の保護・保全を進めるためにも、行政、企業、民間団体、県民などさまざまな主体が連携して、生物多様性の保全に取り組んでいく必要があります。

施策の体系

- 1-3　すぐれた自然の保護・保全
  - 1-3-1　自然公園等の保護・利用
  - 1-3-2　すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全
  - 1-3-3　自然記念物等の保護・保全
  - 1-3-4　生物多様性の保全

施策展開

1-3-1　自然公園等の保護・利用

ア）自然公園等の適切な維持管理

○　すぐれた自然環境の保護・保全を図るため、法令の規定に基づき、開発行為などに対する適正な規制・指導を行うとともに、老朽化した施設の改修や修繕など適切な維持管理に努めます。

表１　自然公園の指定状況

区　分	名　　称	面積（ha）		
		全地域	特別地域	普通地域
国 立 公 園	瀬戸内海	18,171	9,008	9,163
県立自然公園	大滝大川（高松市塩江町、まんのう町）	2,363	564	1,799
計		20,534	9,572	10,962

イ）自然公園等の利用促進

○　施設の魅力を紹介するイベントの実施に努めるほか、自然公園については、引き続き、指定管理者制度を活用した積極的な広報活動や各種イベントの充実を図るなど、施設の利用促進に努めます。

1-3-2 すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全

ア）自然環境保全地域等の保護・保全の推進

○　すぐれた森林や特異な地形・地質など貴重な自然環境である自然環境保全地域や、樹林地、丘陵、河川などと一体となって良好な生活環境を確保している緑地環境保全地域、良好な砂浜などが維持されている自然海浜保全地区について、適切な保護・保全を図るため、条例に基づく規制やみどりの巡視員などによる巡視を行うとともに、自然環境保全地域等の希少性や大切さの周知など、すぐれた風景や自然環境の保護・保全に対する県民意識の醸成に努めます。

○　都市における優良な山林等については、良好な自然的景観を維持するため、風致地区として、条例に基づき適切な規制を実施して保全を図り、潤いとやすらぎを感じられる都市空間の形成をめざします。

表２　自然環境保全地域の指定状況

名　　称	所在地	面積（ha）	
		全地域	特別地域
弥谷山　自然環境保全地域	三豊市	33.96	29.47
藤尾山　自然環境保全地域	高松市	37.27	37.27
水主　　自然環境保全地域	東かがわ市	4.41	4.41
女体山　自然環境保全地域	さぬき市	12.38	12.38
計	４箇所	88.02	83.53

表３　緑地環境保全地域の指定状況

名　　称	所在地	面積（ha）
七宝山　　緑地環境保全地域	三豊市	50.95
大高見峰　緑地環境保全地域	綾歌郡綾川町、丸亀市	124.10
小松尾山　緑地環境保全地域	三豊市	2.99
大水上　　緑地環境保全地域	三豊市	6.51
間川　　緑地環境保全地域	さぬき市	4.24
計	５箇所	188.79

表４　自然海浜保全地区の指定状況

名　　称	所在地
鎌野自然海浜保全地区、高尻自然海浜保全地区、 竹居自然海浜保全地区	高松市
小浜自然海浜保全地区、松尾自然海浜保全地区、 青木自然海浜保全地区、羽立自然海浜保全地区	さぬき市
小浦自然海浜保全地区	東かがわ市
大浜自然海浜保全地区、鴨ノ越自然海浜保全地区、 仁老浜自然海浜保全地区、名部戸自然海浜保全地区、 室浜自然海浜保全地区	三豊市
小部自然海浜保全地区、鹿島自然海浜保全地区、 甲崎東自然海浜保全地区、田井自然海浜保全地区、 千軒自然海浜保全地区、尾子自然海浜保全地区、 柚ヶ浜自然海浜保全地区	土庄町
古江自然海浜保全地区、遠手浜自然海浜保全地区、 吉野崎自然海浜保全地区	小豆島町
計	23 箇所

表５　風致地区の指定状況

名　　称	所在地	面積（ha）
高松　　風致地区	高松市	230
桃陵　　風致地区	多度津町	17
聖通寺山　風致地区	宇多津町	33
角山　　風致地区		14
青ノ山　　風致地区		86
	丸亀市	50
聖通寺山　風致地区	坂出市	39
角山　　風致地区		29
金山　　風致地区		112
常山　　風致地区		78
笠山　　風致地区		15
琴弾　　風致地区	観音寺市	90.79
妙見山　　風致地区	三豊市	155
四国山　　風致地区		83
蔦島　　風致地区		36
計	14 箇所	1,067.79

イ）環境影響評価制度の適正な運用

○　開発事業による環境への影響を回避・低減するため、一定規模以上の開発事業については、事業者に対して、法令に基づき、事業の内容が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ自ら調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、広く意見を聴いた上で計画するよう指導します。

○　法令などの対象とならない一定規模未満の開発事業については、環境配慮指針に基づき、事業活動に伴う環境への負荷低減に向けた事業者の自主的かつ積極的な取組みの推進に努めます。

1-3-3 自然記念物等の保護･保全

ア）自然記念物等の保護・保全の推進

○　周辺の土地と一体となって良好な自然環境を形成している植物、地質、鉱物などの自然記念物や、郷土の景観や地域のシンボルとして貴重な樹木である香川の保存木、名勝、天然記念物などについて、適切な保護・保全を図るため、法令等に基づく規制やみどりの巡視員、文化財保護指導委員による巡視を行うとともに、自然記念物等の内容や価値の周知など、自然記念物等の保護・保全に対する県民意識の醸成に努めます。

○　自然記念物や天然記念物、香川の保存木の適切な保護･保全が図られるよう、専門家の協力を得ながら現況を調査し、管理者に対して、管理方法について助言するなどの支援を行います。

1-3-4 生物多様性の保全

ア）生物多様性保全の推進

○　民間団体などと連携して、生物多様性保全を実現するための普及啓発活動を推進するとともに、専門家が行う現地調査に伴う作業の補助やフィールド講座での解説などの体験を通じて、生物多様性の保全に関する指導的役割を期待される人材を育成します。

イ）希少野生生物の保護

○　香川県レッドデータブックで絶滅のおそれが高いと評価された種について、現状の把握に努めるとともに、個体群の保護増殖を目的とした保護活動や普及啓発事業、希少野生生物の生息・生育に支障を及ぼす侵略的外来種対策などを実施します。

○　希少野生生物のうち、特に保護を図る必要がある種については、「香川県希少野生生物の保護に関する条例」に基づき、「指定希少野生生物」や「指定希少野生生物保護区」に指定するなど、地域とも連携した保護増殖や生息・生育地などの保全を図ります。

表６　香川県レッドデータブック 2021 掲載種

分類群	種　数					
	絶滅	絶滅危惧Ⅰ種	絶滅危惧Ⅱ種	準絶滅危惧	情報不足	合計
植物	14	245	109	80	14	462(44.8%)
哺乳類	1	0	0	2	1	4(0.4%)
鳥類	0	9	35	40	0	84(8.1%)
爬虫類	0	0	0	3	2	5(0.5%)
両生類	0	1	2	3	0	6(0.6%)
汽水・淡水魚類	0	12	13	6	2	33(3.2%)
昆虫類	10	27	74	126	48	285(27.6%)
甲殻類	0	1	0	5	0	6(0.6%)
貝類	2	65	35	37	8	147(14.2%)
合計	27 (2.7%)	360 (34.9%)	268 (25.9%)	302 (28.9%)	75 (7.6%)	1,032 (100.0%)

資料：香川県レッドデータブック 2021

ウ）野生鳥獣の保護管理

○　鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の生息環境の保全と狩猟の適正化を図るとともに、野生鳥獣保護センターなどにおける傷病鳥獣の保護などの活動を推進するほか、愛鳥週間などにより、野生鳥獣の保護管理の重要性についての普及啓発活動を行います。

指標

施策展開	項　　目	単位	現況【R6 年度】	目標【R12 年度】
1-3-1	県立自然公園野営場等の利用者数	千人	13	14
1-3-2	みどりの巡視員等による巡視延べ日数(再掲)	日	584	600
1-3-3	自然記念物、天然記念物等の保護のための調査・支援(累計)	件	79 (R2～R6 累計)	80 (R8～R12 累計)
1-3-4	生物多様性に関する県民の認知度	%	45 (R7.6 現在)	50

方向性を同じくするＳＤＧｓのゴール

基本方向２　みどりを活かす

【施策区分（大項目）２の指標】

項　　目	単位	現況【R6 年度】	目標【R12 年度】
みどりの豊かさ(森林・公園など)の満足度	%	61 (R7.6 現在)	67
県産認証木材の平均搬出量	㎥	12,669 (R2～R6 平均)	15,000 (R8～R12 平均)

2-1　県産木材の利用促進・需要拡大

現状と課題

○　本県の人工林の７割を占めるヒノキやスギについては、８割以上が柱材等として利用できる時期を迎えており、これら森林資源の循環利用は、適正な森林整備を推進し、地球温暖化の防止や地域経済の活性化にもつながることから、県産木材の加工・流通体制を確立し、県産木材の需要拡大を図る必要があります。

○　県産木材の利用については、これまで県や市町が率先して公共建築物等で利用するほか、民間住宅などでの利用に対して支援することにより一定進んできていますが、さらに利用を促進するためには、これまで利用の少ない中高層建築物等における利用を進めるとともに、「かがわヒノキ」として県産木材のＰＲを多角的に行い、県民や工務店等の事業者に対する県産木材の認知度向上を図る必要があります。

図６　県産木材の搬出量の推移

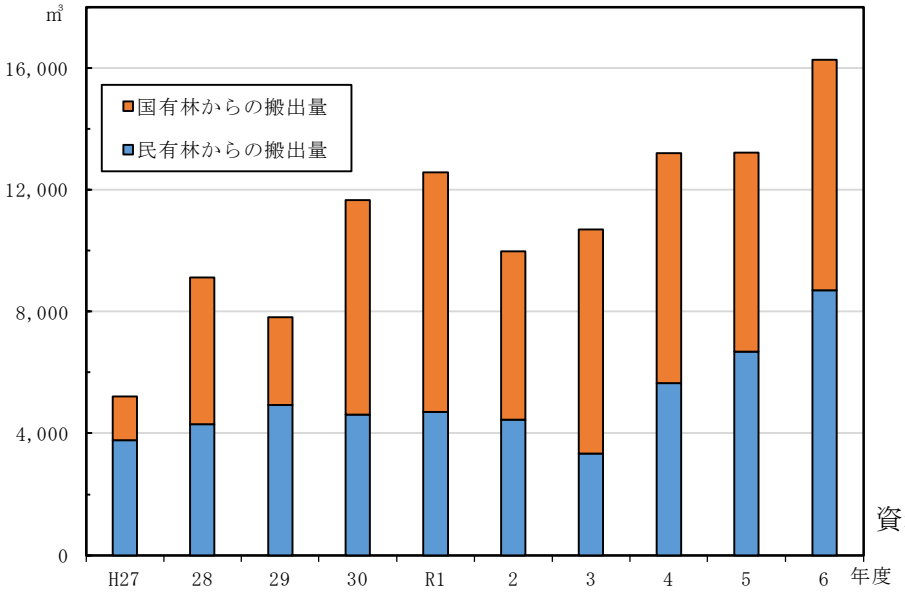

資料：香川県森林・林業政策課

施策の体系

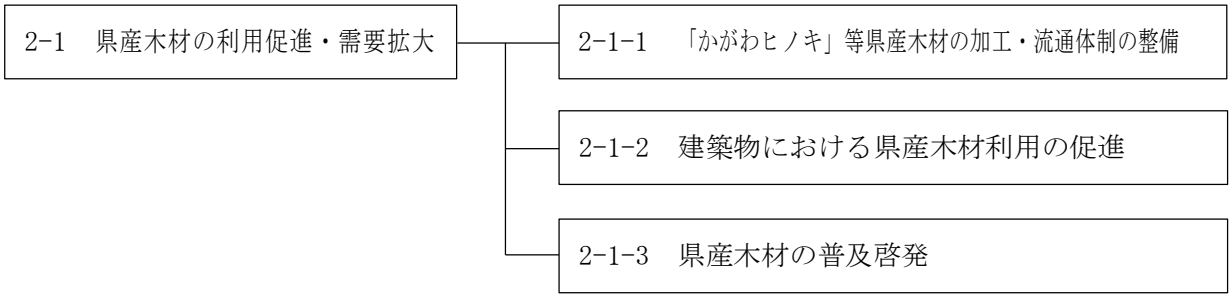

施策展開

2-1-1「かがわヒノキ」等県産木材の加工・流通体制の整備

ア）県産木材の加工施設の整備への支援

○　間伐などにより搬出された県産木材の安定的な受け皿となる、新たな県産木材の加工施設の整備を支援します。

イ）県産木材流通体制の構築

○　川上（森林組合など）と川中（製材工場など）、川下（工務店など）間のマッチングを図り、需要と供給のバランスが取れた県産木材の流通体制を構築します。

ウ）県産木材認証制度の適切な運用

○　香川県産の木材であることを証明する、香川県産木材認証制度を適切に運用し、信頼性のある県産木材製品の流通を進めます。

2-1-2 建築物における県産木材利用の促進

ア）公共施設における県産木材の利用促進

○　「香川県建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」に基づき、県が整備する公共建築物等における県産木材の利用を推進するとともに、各市町が整備する施設における県産木材の利用の促進を図ります。

イ）県産木材を利用した住宅への支援

○　県産木材を利用した個人住宅の新築・増改築・リフォームに対して支援を行い、県産木材の住宅での利用を促進します。

ウ）非住宅・中高層建築物での県産木材利用の拡大

○　ＰＲ効果の高い民間施設における県産木材を利用した新築・リフォームを支援するなど、非住宅における県産木材の利用を促進するほか、設計者や建設業関係者に対する研修会等の開催により、これまで県産木材の利用が少ない中高層建築物における利用を促進します。

2-1-3 県産木材の普及啓発

ア）「かがわヒノキ」の認知度向上に向けた普及啓発

○　「かがわヒノキ」ロゴマークやソーシャルメディア等を活用したＰＲ活動や、公共施設等における県産木材製品の設置等を行い、「かがわヒノキ」等県産木

材の認知度向上を図ります。

○　香川県木材需要拡大協議会が行う木材関連イベントの開催などの取組みを支援するとともに、木材関係団体や森林ボランティアなどと連携して、県産木材普及のためのイベントや県産木材製品の展示会等の開催を行い、県産木材製品の販売促進と需要拡大を図ります。

イ）木育及び木づかい技術者育成の推進

○　子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいなどを通じて、木への親しみを持ち、木の文化、人と森林との関わりへの理解を深め、木材の良さや利用の意義を学んでもらう「木育」の機会の提供に努めるとともに、建築家や建築家をめざす学生に対する研修会や講習会を開催し、県産木材を利用する「木づかい技術者」の育成を図ります。

指標

施策展開	項　　目	単位	現況【R6 年度】	目標【R12 年度】
2-1-1	県産認証木材の平均搬出量（再掲）	m^3	12,669 (R2～R6 平均)	15,000 (R8～R12 平均)
2-1-2	県産木材を利用した建築物数	件	65	70
2-1-3	県産木材の認知度	%	40 (R7.6 現在)	50

方向性を同じくするＳＤＧｓのゴール

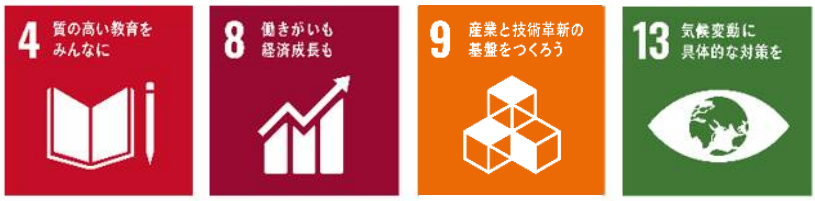

2-2　里山再生の推進

現状と課題

○　人と里山の関係が希薄化し、里山の資源が利用されなくなったため、里山林の荒廃と高齢化する広葉樹林の管理が課題となっており、また、高齢化したクヌギ・コナラなどの広葉樹林はナラ枯れの被害を受けやすいことから、伐採・更新を行い若返らせることにより、被害を受けにくい健全な森づくりを推進する必要があります。

○　今後、里山再生を推進していくためには、里山林の持続的な保全管理と利活用の拡大に向けた地域の取組みなどに対して、より一層の支援を行っていく必要があります。

県産広葉樹を活用した家具

高齢化している広葉樹林

施策の体系

- 2-2　里山再生の推進
  - 2-2-1　里山整備の推進
  - 2-2-2　里山資源の利活用

施策展開

2-2-1　里山整備の推進

ア）高齢化した広葉樹林管理技術の普及

○　里山林の有する多面的機能の維持・増進を図るための整備や、資源を有効活用しながら保全を図るなど、高齢化している広葉樹林の管理技術を確立し、普及啓発に努めます。

イ）広葉樹林整備（伐採・更新）への支援

○　高齢化したクヌギ・コナラなどの広葉樹林を若返らせることによりナラ枯

れ被害を受けにくい里山の整備を推進するため、森林所有者などが行う広葉樹林の伐採・更新などの施業に対して支援します。

2-2-2 里山資源の利活用

ア）広葉樹材の利活用の促進

○　広葉樹材は、床板や家具など付加価値が高い用途から、薪やシイタケ原木としての利用まで幅広い需要があり、用途によって必要とされる樹種や木の太さ（径級）などが異なるため、広葉樹材の需要や供給について調査・情報収集を行い、需要者と供給者が互いに情報を共有できるよう、マッチングに取り組みます。

○　需要のある広葉樹の育林技術や搬出技術の研究・普及に取り組み、「広葉樹林業」の確立をめざします。

○　広葉樹材の乾燥技術の研究や加工体制の構築を図るとともに、県産の広葉樹材及びその製品についての普及啓発に努め、広葉樹材の利活用を促進します。

イ）特用林産物の生産のための支援

○　原木シイタケやタケノコ、漆など県内の特用林産物の生産状況調査や、生産に取り組む団体等に対する技術的な支援を行うとともに、地域の特用林産物についての積極的なＰＲ等に努めます。

指標

施策展開	項　　目	単位	現況【R6 年度】	目標【R12 年度】
2-2-1	広葉樹林の整備面積（累計）（再掲）	ha	13 (R2～R6 累計)	25 (R8～R12 累計)
2-2-2	広葉樹平均搬出量	m^3	1,138 (R2～R6 平均)	1,700 (R8～R12 平均)

方向性を同じくするＳＤＧｓのゴール

2-3　森林公園等の地域資源の活性化

現状と課題

○　森林や里山、農村などの自然や景観を活かした地域資源を活用し、地域の魅力を高め、にぎわいづくりを一層進めていくことが、地域の活性化のためには重要であることから、森林公園及び都市公園等において、老朽化した施設の更新や新たな施設の導入などのハード対策と、各種イベントの開催や情報発信などのソフト対策により、魅力ある施設となるよう創意工夫し、子どもから高齢者までより多くの人に公園やその周辺地域を利用してもらえるよう取り組んでいく必要があります。

○　みどりの充実を図るため、都市部における都市公園や緑地の整備を進めるほか、庁舎や学校、病院などの公共施設においても、地域の特性や自然環境などと調和を図りながら緑化を進めていますが、地球温暖化の防止や生物多様性の保全などにおける「みどり」の機能や役割が注目されるなか、関係機関とも連携を図りながら、緑化の質の向上に努めるとともに、市町に対しても、緑化の推進を働きかけていく必要があります。

○　すでに、街なかの広場や街路などでは、花や樹木の手入れを行っている自治会やボランティアなど、多くの人たちが地域の緑化活動に取り組んでおり、また、企業などにおいても、地球温暖化防止等の観点から、建築物等の緑化に取り組んでいることから、みどりを活かした豊かな生活空間を広げていくために、これらの緑化活動を促進していく必要があります。

図７　森林公園の入園者数の推移

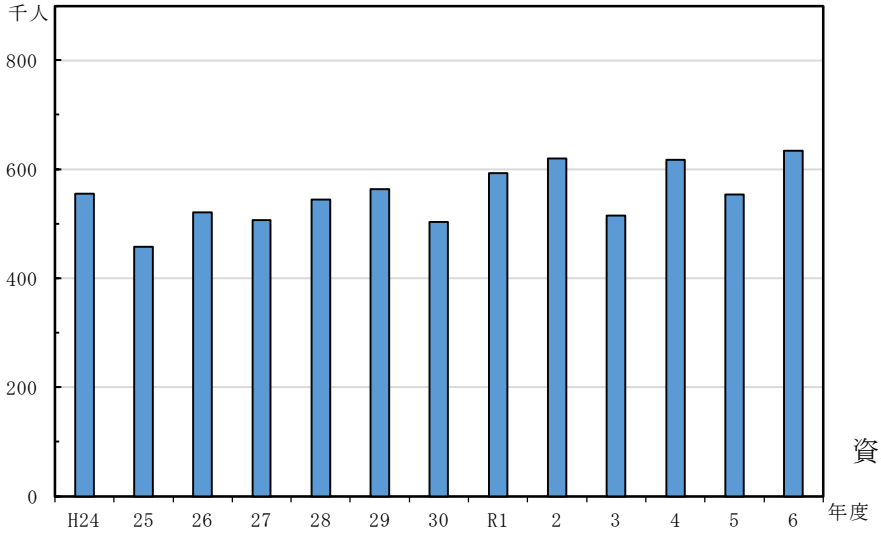

資料：香川県森林・林業政策課

施策の体系

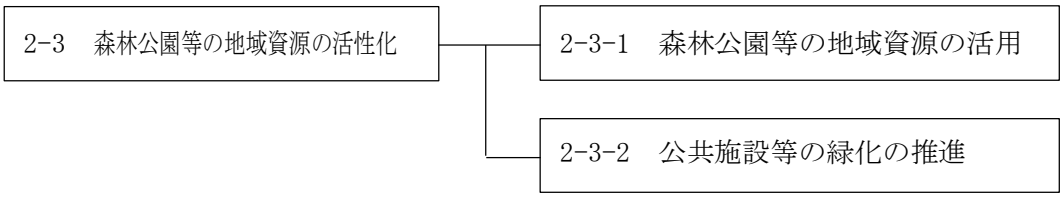

施策展開

2-3-1 森林公園等の地域資源の活用

ア）森林公園の整備・管理

○　森林公園の利用を通じ、県民に森林の大切さや保全の意義について理解を深めてもらえるよう、計画的な施設・設備の整備に努めるとともに、年間を通した利用が進むよう、多彩なイベントの実施や効果的な情報発信などに取り組むほか、森林公園の魅力を高め、より一層活用していくための方策についても検討します。

表 7　森林公園の整備状況

名　　称	開園年度	面積（ha）
公渕森林公園	昭和 53 年度	93
満濃池森林公園	昭和 63 年度	64
ドングリランド	平成 17 年度	31
計	3 箇所	188

イ）都市公園の整備・管理

○　都市部における、住民の憩いやコミュニティ形成の場、また災害時における避難地等として、都市公園や緑地の整備、既存施設の拡充を進めるとともに、「長寿命化計画」に基づいた計画的な維持管理に取り組みます。

○　身近で利用しやすい空間として、住民と一体となった公園・緑地づくりに取り組むとともに、多様化するレクリエーション需要に対応するため、指定管理者制度や住民との協働を取り入れ、より柔軟な管理運営に努めます。

2-3-2 公共施設等の緑化の推進

ア）県有施設の緑化の推進

○　県が設置し、または管理する公共施設について、屋上緑化や壁面緑化など地域の特性を踏まえた緑化を図ります。

○　一定区間の県道の緑化を行う「香川さわやかロード」や港湾緑地の整備に取り組むなど、地域の特性や自然環境などとの調和に配慮した、地域にふさわしいみどりづくりを進めます。

イ）関係機関との連携強化

○　緑化基準・緑化技術マニュアルなどに基づく緑化が図られるよう、関係機関

と連携して、緑化の質の向上に努めるとともに、市町に対し、実情に応じた緑化の推進を働きかけます。

ウ）都市部における緑化の支援

○　都市部における緑化を進めるため、民間の施設・敷地の緑化について、都市計画区域にある民間施設などの芝生化や建物緑化に助成を行う関係機関と連携して取り組みます。

エ）緑化相談等による支援

○　緑化技術の情報提供、園芸総合センターにおける園芸相談などにより、地域や日常の暮らしのなかでの緑化活動を支援します。

指標

施策展開	項　　目	単位	現況【R6 年度】	目標【R12 年度】
2-3-1	森林公園の入園者数	千人	634	761
2-3-2	みどりの豊かさ(森林・公園など)の満足度（再掲）	%	61 (R7.6 現在)	67

方向性を同じくするＳＤＧｓのゴール

基本方向３　みどりをつなぐ

【施策区分（大項目）３の指標】

項　　目	単位	現況【R6 年度】	目標【R12 年度】
新規林業就業者数（累計）	人	49 (R2～R6 累計)	50 (R8～R12 累計)
県民参加の森づくり参加者数	人	9,071	10,000

3-1　森林・林業の担い手育成

現状と課題

○　森林所有者の高齢化等により所有山林の森林整備が進まない状況にあるなか、県内の森林整備の中心的な役割を担っている森林組合などの作業班員も長期的には減少傾向にあり、林業生産活動を継続させていくためには、引き続き、林業後継者や施業を担う現場作業員の確保・育成に取り組む必要があります。

○　意欲と能力のある林業経営体に対しては森林の経営管理の集積・集約化を推進し、労働生産性を高めることや、木材の販売を強化し収益力を高めることを求めていく必要があります。

○　林業労働力の確保のためには、継続して新規就業者を確保するとともに、人材育成や労働環境の改善等を通じて定着率を高めていくことが重要であることから、「香川県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に基づき、林業従事者が生きがいを持って働ける魅力ある林業の実現に向けた取組みを推進していく必要があります。

図８　森林組合等作業班員の推移

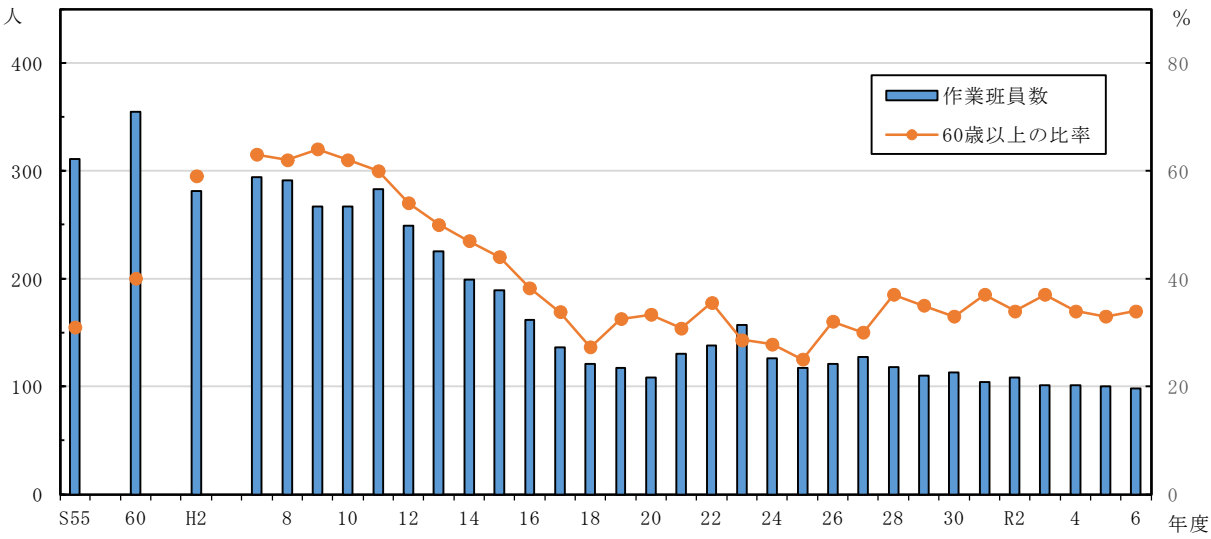

資料：香川県森林・林業政策課

施策の体系

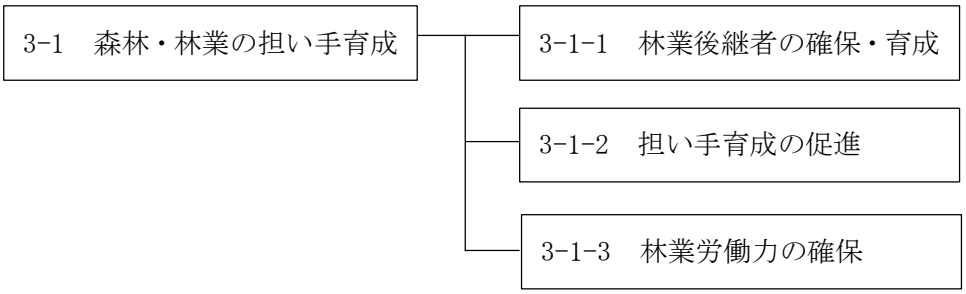

施策展開

3-1-1 林業後継者の確保・育成

ア）森林・林業教室の開催

○　新たに森林を相続した者を含め、森林所有者などを対象に、森林の多様な利用方法や管理のための技術習得を目的とした講座を開催するなど、自主的な森林管理や林業活動を促進します。

イ）林業研究グループの活動支援

○　森林所有者などで構成され、林業技術の向上や森林経営の改善に取り組む林業研究グループに対して、研修会への参加の支援や林業経営・育林技術の指導強化を図るなど、活動の活性化を支援します。

3-1-2 担い手育成の促進

ア）森林整備の担い手確保・育成の支援

○　森林組合などが取り組む作業班員に対する労働安全衛生研修や技術研修などを支援します。

○　所有面積が小規模な森林所有者の森林を取りまとめて効率的な森林経営を行うに当たり、森林施業の方針や事業収支を示した施業提案書の作成など中心的な役割を担う森林施業プランナーを育成します。

○　林業に関心がある者を対象に、植林や伐採などの林業技術を習得する研修や森林の管理に関する知識を学ぶ講座を開催するなど、森林整備の担い手を幅広く確保する取組みについて検討します。

イ）県立農業大学校「林業・造園緑化コース」の運営

○　「林業・造園緑化コース」で養成した人材が、森林組合等の林業事業体で即戦力として活躍できるよう、森林・林業について幅広く基本的な知識を学べるようにするとともに、現場での実習のほか、シミュレーター等を使用して林業労働災害防止に関する学習や、高性能林業機械を操作する技術・技能を身に付ける学習を行うなど、実践的なカリキュラムを実施します。

ウ）林業労働力確保支援センターの運営支援

○　林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく知事の指定を受けた林業労働力確保支援センターが行う、林業への就業希望者を対象とした求職情報の提

供や技術研修、各種相談活動に対して支援します。

エ）「意欲と能力のある林業経営体」の育成支援

○　森林組合や民間事業者などの林業事業体について、生産性の向上や再造林の実施、林業従事者の雇用管理の改善など森林経営管理法が定める一定の基準を満たす「意欲と能力のある林業経営体」としての育成を図るなど、経営基盤の強化に向けた取組みの支援に努めます。

3-1-3 林業労働力の確保

ア）雇用の安定化

○　林業労働者の雇用の安定化を図るためには、能力に応じた所得を確保するとともに、職業生活に対する不安を取り除き安心して働ける雇用環境へ改善することが必要であるため、森林組合や民間事業者などの林業事業体に対して、事業量の安定的確保と相まって、通年雇用化や月給制導入に努めるよう啓発を促進します。

イ）安全な労働環境の整備

○　林業事業体に、近年の労働災害の発生状況を踏まえた、経験や年齢に応じた安全作業に資する研修や安全意識の啓発を促進します。

○　労働安全に資する装備・装置等の普及の取組みを促進するとともに、高性能林業機械の導入等の支援による振動機械の操作時間の短縮や労働強度の軽減等を図ります。

ウ）高年齢労働者の活躍の促進

○　技能の継承を円滑に進めるためにも、高度な熟練労働者である高年齢者の活躍が不可欠であり、高年齢労働者の特性や健康、体力等に対応した就労環境の整備を図るため、作業方法の見直し、適正な配置、柔軟な勤務形態、安全衛生対策等の適切な雇用管理が行われるよう、啓発・指導を推進します。

指標

施策展開	項　　目	単位	現況【R6 年度】	目標【R12 年度】
3-1-1	林業事業体等向け講習会等への参加者数	人	270	300
3-1-2	新規林業就業者数（累計）（再掲）	人	49 (R2～R6 累計)	50 (R8～R12 累計)
3-1-3	森林組合等の雇用労働者の年間就業日数 210 日以上の者の割合	%	63 (R5)	73 (R11)

方向性を同じくするＳＤＧｓのゴール

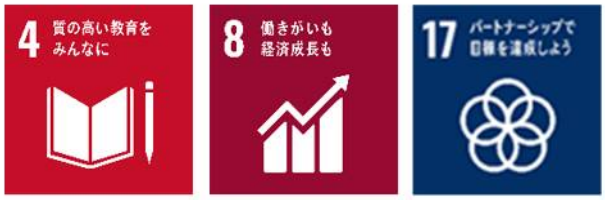

3-2　みどりづくりへの理解と参加の促進

現状と課題

○　暮らしのなかに潤いとさまざまな恵みをもたらす森林をはじめとする「みどり」に、県民が多様に関わりを持ち続けていくためには、「みどりづくり」に対する県民の理解を深めることが重要であることから、県内のさまざまな地域で森づくり活動に取り組んでいる森林ボランティア団体などの継続した活動などを通じて、県民の意識を高めるとともに、みどりを守り、育てる人材を育成していく必要があります。

図９　どんぐり銀行受付者数の推移

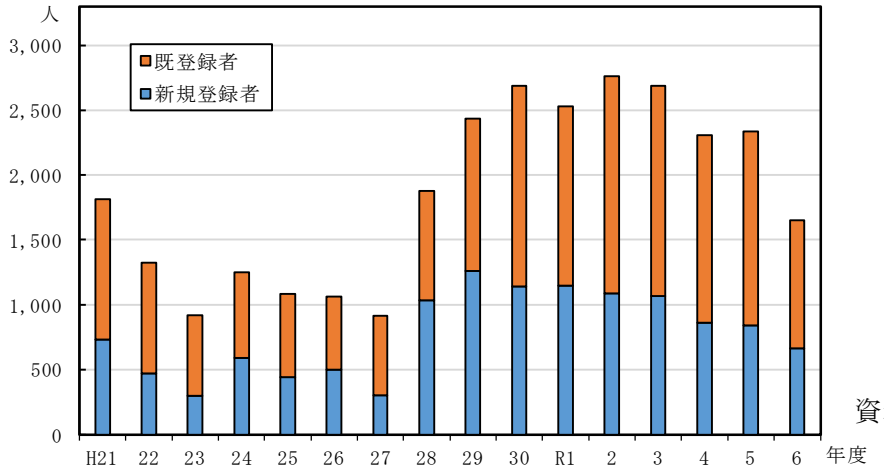

資料：香川県森林・林業政策課

施策の体系

- 3-2　みどりづくりへの理解と参加の促進
  - 3-2-1　みどりづくりの意識の高揚
  - 3-2-2　みどりを守り・育てる人材の育成

施策展開

3-2-1　みどりづくりの意識の高揚

ア）どんぐり銀行活動の推進

○　子どもたちによる森づくりを中心とするみどりづくり活動への参加を一層進め、みどりの持つ働きの重要性を啓発するどんぐり銀行活動を推進します。

イ）緑の募金活動への協力

○　緑化活動のための資金を充実させるため、街頭キャンペーンなど緑の募金活動や、緑の募金による助成事業についての県民への周知などに積極的に協力します。

ウ）CO_2吸収量認証制度のＰＲ

○　ＣＳＲ活動に関心のある企業・団体の森林整備活動への参加を促進するため、

森林の整備などによるＣO_2吸収量認証制度について、リーフレットの配布等によるＰＲに取り組みます。

3-2-2 みどりを守り･育てる人材の育成

ア）みどりの学校の運営

○　森林ボランティア団体などとの協働により、みどりに関する「体験」、「学習」、「実践」ができる多様な講座を実施し、森林ボランティアや森林整備の担い手など、みどりを守り・育てる人材を育成します。

イ）森林ボランティア活動等の充実

○　森林ボランティアに対する理解を深め、森づくり活動への新たな参加を促すため、森林とのふれあい活動や森づくり体験を行う機会の提供や、各種広報媒体を通じた森林ボランティア活動などの情報提供の充実に努めます。

ウ）森林ボランティア活動等が継続する取組みの検討

○　森林ボランティア活動を担う人材の高齢化などにより、後継者の確保が課題となっていることから、森林ボランティア活動などが継続していくために必要な取組みについて検討します。

指標

施策展開	項　　目	単位	現況【R6 年度】	目標【R12 年度】
3-2-1	どんぐり銀行新規預金者数	人	662	1,000
3-2-2	みどりづくり活動団体数	団体	39	44

方向性を同じくするＳＤＧｓのゴール

3-3　県民参加のみどりづくりの推進

現状と課題

○　森林をはじめとする「みどり」は、県民共通の財産であることから、県民総参加による「みどりづくり」を進めることが大切であり、引き続き、市町や森林ボランティアなどと連携し、次世代を担う子どもたちやＣＳＲ活動に関心のある企業や団体を含め、多様な主体が行う森づくり活動を支援するとともに、里山の活用・保全や農山村地域と都市住民との交流、川辺や海岸の保全活動など、「みどり」を活かした地域づくり・社会づくりを推進していく必要があります。

図 10　県民参加の森づくり参加者数の推移

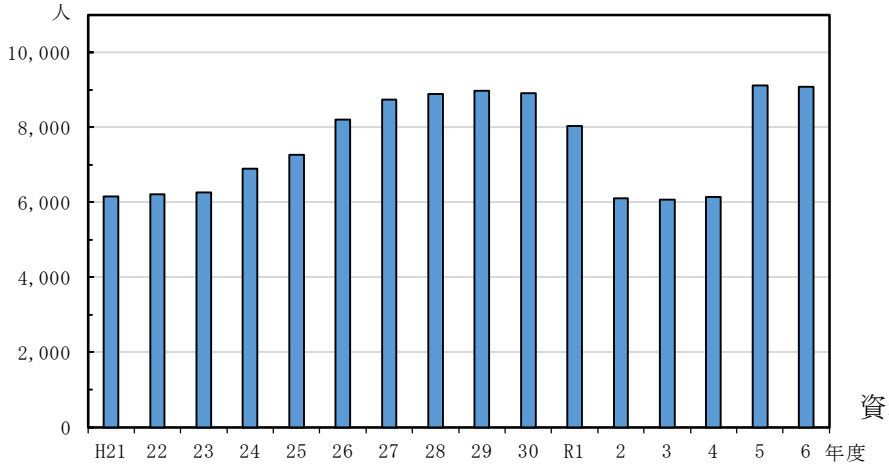

資料：香川県森林・林業政策課

施策の体系

- 3-3　県民参加のみどりづくりの推進
  - 3-3-1　県民参加の森づくり活動の推進
  - 3-3-2　みどりを活かした地域づくり活動の推進

施策展開

3-3-1　県民参加の森づくり活動の推進

ア）緑の少年団の活動支援

○　森づくりや緑化推進の次世代を担う緑の少年団の育成と活動の活性化を図るため、小学校などに新たな少年団の設立を働きかけるとともに、少年団が行うみどりづくり活動を支援します。

イ）みどりとのふれあいの推進

○　手入れが必要な森林の情報を収集し、ＣＳＲ活動に関心のある企業や団体に提供するなど、多様な主体による協働の森づくりを推進します。

ウ）「山の日」等を活用した普及啓発

○　森林ボランティアなどと連携し、毎年 11 月 11 日の「かがわ　山の日」など

に合わせて、植樹や間伐等の森づくり活動を行うなど、森づくりの重要性について普及啓発を行います。

3-3-2 みどりを活かした地域づくり活動の推進

ア）地域の森づくり活動の支援

○　森林ボランティアや学識経験者などで構成されるかがわ森林・山村多面的機能発揮対策協議会と連携しながら、地域住民等による里山林の保全活動等の取組みを支援するとともに、各種イベントの開催や情報発信に努めるなど、里山の活用と保全活動を推進します。

イ）農山村地域の交流促進

○　農山村の魅力ある地域資源を活かした農泊やグリーン･ツーリズムを推進するなど、農山村地域と都市住民との交流を促進します。

ウ）川辺づくり活動の促進

○　行政と地域住民が協働して河川環境を保全する活動を活性化するとともに、地域住民が自主的に行う河川の美化、愛護運動を促進します。

エ）里海づくり活動の促進

○　山・川・里（まち）・海を一体的に捉え、人と自然が共生する持続可能な豊かな海の実現に向けた里海づくり活動を促進します。

指標

施策展開	項　　目	単位	現況【R6 年度】	目標【R12 年度】
3-3-1	緑の少年団の団数	団	52	57
3-3-2	みどりづくり活動団体数（再掲）	団体	39	44

方向性を同じくするＳＤＧｓのゴール

第５章　計画の推進

１　推進体制

２　進行管理（指標一覧）

第５章　計画の推進

１　推進体制

今日のみどりに関する諸問題に適切に対処するとともに、計画のめざす「みんなで育み、活かし、未来へつなぐ、香川のみどり」を実現させるためには、計画を県民総参加で推進していく必要があります。

そのためには、県や市町はもとより、県民、事業者、民間団体が、緑化の推進とみどりの保全に関して、それぞれが果たすべき役割を十分に理解し、相互に連携・協力しながら、主体的かつ積極的に行動する必要があります。

主　体	果たすべき役割
県	県土のみどりづくりの牽引役として、この計画に基づき、国や市町、関係部局間の調整・連携を図りつつ、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。 このため、県民や事業者、民間団体、市町を積極的に支援するとともに、みずからも、緑化の推進とみどりの保全のための事業を実施し、また、普及啓発を推進します。 ○木材生産などの林業の活性化 ○森林・林業の担い手などの育成 ○森林や農地などの整備・保全 ○各種マニュアルや指針などの作成・普及 ○調査研究や技術の開発 ○県土全般の各種施策や制度の充実と適正な運用 ○モデル的事業の率先的な取組みによる市町・事業者に対する事業実施誘導 ○市町や民間団体の取組みへの支援など、「県民総参加のみどりづくり」の推進 ○普及啓発活動
市町	地域に最も密着した基礎的な自治体としてその役割は重要であり、地域のみどりの特性を十分考慮した施策を展開するとともに、地域のみどりづくりの牽引役として、地域住民と一体となった緑化の推進とみどりの保全に関する施策を推進することが求められています。 ○地域の緑化に関する各種施策や制度の充実 ○市町村森林整備計画などによる地域のみどりの整備・保全・利用 ○モデル的事業の率先的な取組みによる事業者に対する事業実施誘導 ○地域住民や民間団体の取組みへの支援 ○普及啓発活動

主　体	果たすべき役割
県　民	多様な恩恵を受けているみどりを保全し、未来へと引き継いでいくためには、行政だけでなく県民の積極的な関与と協力が必要であることから、県民総参加によるみどりづくりの実現が期待されます。 このためには、県土の保全や水源の涵養などの公益的機能を有するみどりを県民共有の貴重な財産として捉え、身近なみどりをより良きものにしていくための行動を、みずから実践していく必要があります。 ○身近な緑地の適切な管理 ○家庭や職場、地域の公園など身近な場所での積極的な緑化 ○県や市町、民間団体の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくり計画やボランティア活動への参加・提案 ○緑の募金を通じた緑化活動の支援 ○県産木材や特用林産物の利用 ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案
事業者	所有地の緑化に積極的に取り組むことはもとより、企業の社会的貢献活動の一環として、地域のみどりづくりに積極的に参加することが期待されます。 ○工場、事業所の緑化 ○県や市町、民間団体の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくり計画やボランティア活動への支援・参加・提案 ○緑の募金を通じた緑化活動の支援 ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案
民　間 団　体	地域に根ざした地道な活動をしている自治会・ＰＴＡをはじめ、ボランティア団体やＮＰＯ法人などの民間団体は、みどりづくりの新たな主体として期待されます。 ○県や市町の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくりへの自発的な取組みの実施 ○地域住民などに対する取組みへの参加の呼びかけ ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案
森　林 所有者	所有者として森林を管理すべきという自覚を持って、県土の保全や水源の涵養など多くの公益的機能を持つ森林を適切に管理するとともに、県産木材の搬出などに取り組むことが期待されます。 ○適切な森林整備 ○県産木材などの積極的な搬出 ○特用林産物の生産 ○里山資源の積極的な利用
林　業 経営体	森林経営の受託、経営基盤の強化などを積極的に行うことによって、本県の森林保全・整備の中核的な役割を担うことが期待されます。 ○地域にあった低コスト林業の実施 ○森林施業の集約化の取組み ○森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた取組み ○木材業者や工務店などの木材産業関係者との連携による県産木材の利活用

2　進行管理（指標一覧）

計画の進行管理は、次表のとおり、指標と数値目標を設定し、毎年度、達成状況を含めた進行管理を行うとともに、その結果を環境審議会に報告します。また、社会情勢や財政状況などの変化に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

指　　標		単位	施策項目	現況（R6年度）	目標（R12年度）	指標の選定理由	目標値設定の考え方
みどりを育む							
1	森林整備と木材利用に関する認知度	%	1	42（R7.6現在）	50	森林整備と森林資源循環利用の重要性について、県民の認知度を高める必要があるため。	現況（R7.6現在）から8ポイント増加させ、50％（県民の半数）をめざす。
2	森林整備面積（累計）	ha	1	3,986（R2～6累計）	5,000（R8～12累計）	間伐や植林などの森林整備を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1,000ha/年をめざす。
(2)	森林整備面積（累計）（再掲）	ha	1-1-1	3,986（R2～6累計）	5,000（R8～12累計）	間伐や植林などの森林整備を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1,000ha/年をめざす。
3	林内路網延長	km	1-1-2	1,777	1,819	林道や森林作業道による林内路網整備を促進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、7.0km/年をめざす。
4	林業経営者が作成した森林経営計画の認定面積	ha	1-1-3	4,084	4,200	面的なまとまりのある森林を確保し、施業の集約化を図る必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、5年間で約100haの増加をめざす。
5	治山施設整備箇所数（累計）	箇所	1-2-1	62（R2～6累計）	75（R8～12累計）	山地災害危険地区において、治山施設の整備を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえるとともに、上位計画との整合を図り、15箇所/年の整備をめざす。
6	保安林(国指定)の指定施業要件の見直し未了筆数	筆	1-2-2	2,341	0	公益的機能の維持のため、保安林で行える森林整備（間伐など）の内容を見直す必要があるため。	保安林(国指定)について、見直し未了筆数の解消をめざす。
7	みどりの巡視員等による巡視延べ日数	日	1-2-3	584	600	違法開発の防止や早期発見のための監視を実施する必要があるため。	みどりの保護・保全に必要な600日/年の巡視を行う。
8	広葉樹林の整備面積（累計）	ha	1-2-4	13（R2～6累計）	25（R8～12累計）	高齢級の広葉樹林がナラ枯れ被害を受ける前に更新を図ることにより、ナラ枯れに強い森林を育成する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、5ha/年をめざす。
9	50歳未満の狩猟免許所持者数	人	1-2-5	540	640	狩猟免許所持者の高齢化が進むなか、有害鳥獣対策を実施するため、狩猟者の担い手確保・育成が重要であるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、5年間で100人の増加をめざす。

指　　標		単位	施策項目	現況（R6年度）	目標（R12年度）	指標の選定理由	目標値設定の考え方
10	県立自然公園野営場等の利用者数	千人	1-3-1	13	14	野外生活を通じて自然に親しむことができるよう県立自然公園などの利用促進を図る必要があるため。	これまでの利用実績から1割程度の増加をめざす。
(7)	みどりの巡視員等による巡視延べ日数（再掲）	日	1-3-2	584	600	自然環境保全地域や緑地保全地域等について、適切な保護・保全を図る必要があるため。	みどりの保護・保全に必要な600日/年の巡視を行う。
11	自然記念物、天然記念物等の保護のための調査・支援（累計）	件	1-3-3	79（R2～6累計）	80（R8～12累計）	自然記念物、天然記念物等の適切な保護・保全が図られるよう現況を調査し、管理者に対し管理方法等の助言を行うなどの支援が必要であるため。	これまでの自然記念物、天然記念物などに対する助言・支援、樹勢回復補助等の件数と同程度をめざす。
12	生物多様性に関する県民の認知度	%	1-3-4	45（R7.6現在）	50	生物多様性の保全を図るためには、県民の生物多様性に関する認知度を向上させる必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況（R7.6現在）から5ポイントの増加をめざす。
みどりを活かす							
13	みどりの豊かさ（森林・公園など）の満足度	%	2	61（R7.6現在）	67	みどり（森林・公園など）に関する事業実施の参考とするために、満足度を把握する必要があるため。	現況（R7.6現在）から6ポイント増加させ、67％（県民の3分の2）をめざす。
14	県産認証木材の平均搬出量	㎥	2	12,669（R2～6平均）	15,000（R8～12平均）	県産木材の流通体制を構築するには、安定的に一定量以上の県産木材が搬出され、利用されることが重要であるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、15,000㎥/年をめざす。
(14)	県産認証木材の平均搬出量（再掲）	㎥	2-1-1	12,669（R2～6平均）	15,000（R8～12平均）	県産木材の流通体制を構築するには、安定的に一定量以上の県産木材が搬出され、利用されることが重要であるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、15,000㎥/年をめざす。
15	県産木材を利用した建築物数	件	2-1-2	65	70	民間、公共の建築物における県産木材の利用促進を図る必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1件/年の増加を目標とする。
16	県産木材の認知度	%	2-1-3	40（R7.6現在）	50	県産木材の利用を促進するためには、「見たり使ったりしたことがある。」認知度を向上させる必要があるため。	現況（R7.6現在）から10ポイント増加させ、50％（県民の半数）をめざす。
(8)	広葉樹林の整備面積（累計）（再掲）	ha	2-2-1	13（R2～6累計）	25（R8～12累計）	高齢級の広葉樹林がナラ枯れ被害を受ける前に更新を図ることにより、ナラ枯れに強い森林を育成する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、5ha/年をめざす。
17	広葉樹平均搬出量	㎥	2-2-2	1,138（R2～6平均）	1,700（R8～12平均）	里山資源の利活用状況の指標として、里山資源の代表である広葉樹材の搬出量を把握する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1,700㎥/年をめざす。

指　　標		単位	施策項目	現況（R6年度）	目標（R12年度）	指標の選定理由	目標値設定の考え方
18	森林公園の入園者数	千人	2-3-1	634	761	地域資源を活用し、地域の魅力を高め、にぎわいづくりを一層進めていく必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況から2割の増加をめざす。
(13)	みどりの豊かさ（森林・公園など）の満足度（再掲）	%	2-3-2	61（R7.6現在）	67	みどり（森林・公園など）に関する事業実施の参考とするために、満足度を把握する必要があるため。	現況（R7.6現在）から6ポイント増加させ、67％（県民の3分の2）をめざす。
みどりをつなぐ							
19	新規林業就業者数（累計）	人	3	49（R2～6累計）	50（R8～12累計）	森林整備を支える担い手の確保・育成を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現行計画の目標値である10人/年の就業者の確保をめざす。
20	県民参加の森づくり参加者数	人	3	9,071	10,000	県民参加のみどりづくりに向け、森づくり活動への参加を促進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況から1割の増加をめざす。
21	林業事業体等向け講習会等への参加者数	人	3-1-1	270	300	林業後継者等の確保・育成には、森林・林業に関する講習会を開催し、技術や知識の修得や森林経営等に対する意識の高まりを促す必要があるため。	現況から1割の増加をめざす。
(19)	新規林業就業者数（累計）（再掲）	人	3-1-2	49（R2～6累計）	50（R8～12累計）	森林整備を支える担い手の確保・育成を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現行計画の目標値である10人/年の就業者の確保をめざす。
22	森林組合等の雇用労働者の年間就業日数210日以上の者の割合	%	3-1-3	63（R5）	73（R11）	通年雇用化を促進することで雇用環境の改善を図り、雇用を安定化させる必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況（R5末）から10ポイント増加させ、73％をめざす。
23	どんぐり銀行新規預金者数	人	3-2-1	662	1,000	県民がみどりづくりへ参加するきっかけづくりを行う必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況から5割の増加をめざす。
24	みどりづくり活動団体数	団体	3-2-2	39	44	県民のみどりづくりへの参加を受け入れる活動団体を確保する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1団体/年の増加をめざす。
25	緑の少年団の団数	団	3-3-1	52	57	みどりづくりの次世代を担う人材を育成する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1団/年の増加をめざす。
(24)	みどりづくり活動団体数（再掲）	団体	3-3-2	39	44	企業や団体などの多様な主体による森づくり活動を促進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1団体/年の増加をめざす。

参　考　資　料

１　用語解説

２　天然記念物等の指定状況

３　みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例

４　香川県環境基本条例

５　令和６年度県政世論調査結果の概要

６　令和７年度県政モニターアンケート結果の概要

７　計画策定の経緯

８　香川県環境審議会委員名簿

1　用語解説

あ

ＩＣＴ

Information and Communication Technology の略称で、情報通信技術という。「ＩＴ（Information Technology)」が、ソフトウェアやハードウェアなどの情報技術そのものを意味することに対して、ICT はデジタル情報をやりとりする技術やその活用方法を指すことが一般的である。

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）

2015 年 9 月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている 2016 年から 2030 年までの国際目標。

17 のゴール（目標）と 169 のターゲットを設定しており、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むものである。

ＮＰＯ

Nonprofit Organization の略称で、様々な非営利活動を行う非政府、民間の組織のこと。一般に、民間非営利組織と呼ばれ、学校、病院、老人ホームなどを経営する事業型ＮＰＯ、そうした活動に資金を提供する助成財団、環境問題など社会問題に取り組んだり、国際援助・交流を行う市民団体など多種多様なものが含まれる。

平成 10 年 3 月に、ＮＰＯの活動を促進するため、特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）が制定された。

エリートツリー

成長が優れた林業用の樹木を人工交配して作った苗木の中から、より成長に優れたものを選抜したものの総称で、スギやヒノキなどで苗木生産が行われている。

屋上緑化、壁面緑化

建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上、建物の外壁に植物を植えて緑化すること。

か

外来生物

もともとその地域にいなかったが、人間によって他の地域から入ってきた動物・植物をいう。このうち、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への影響を防止することを目的とした「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法)」で指定された外来生物（特定外来生物）は、飼育栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを原則として禁止している。

香川県レッドデータブック

絶滅または絶滅のおそれのある希少な野生生物を選定評価、リストアップし、その種の生態分布や圧迫要因などを明らかにした資料。2004 年に発行した「香川県レッドデータブック」を 2021 年に改訂し、現在 1,032 種（2004 年版から 234 種増）を掲載している。

香川さわやかロード

地域住民団体等が自発的意志のもとで香川県が管理する道路の一定区間の清掃、緑化等の維持管理を行う取組み。

県は市町の協力を得て、この取組みに対して支援を行っている。

香川の保存木

郷土の景観や地域のシンボルとして貴重な古木・巨樹を「香川県における樹木の保存に関する要綱」に基づき指定しているもの。

（令和 7 年 3 月末現在 114 件）

かがわヒノキ

香川県の森林で育ったヒノキ。

令和6年11月に、県産ヒノキの認知度向上に向けたブランド化を行うに当たり、「かがわヒノキ」のブランドロゴマークとキャッチフレーズを決定した。

かがわ山の日

県民共有の財産である森林を守ることの重要性について理解と関心を深め、森づくり活動への積極的な参加を呼びかけるため、平成21年に県が関係団体と共同で、毎年11月11日とすることを「かがわ山の日」として宣言したもの。

本県独自の「山の日」であり、県では、この日に合わせて森づくり関連イベントを実施している。

環境影響評価制度

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を実施するに当たり、事業者が事前に環境への影響を調査、予測、評価するとともに、環境を守るための対策を検討し、開発事業をより環境負荷の小さいものにしようとする制度。法律と条例に定められた一定規模以上の道路や空港、宅地の造成などについて環境影響評価の実施が義務付けられている。

間伐

成長の過程で過密になった森林の立木の一部を抜き伐りして、立木の密度を調整し、樹木の成長や下層植生の生育を図る作業。

木づかい技術者

県産木材の利用に理解のある建築士や木材加工事業者等。

グリーン・ツーリズム

農山漁村で、農林漁業の体験やその地域の自然や文化に触れながら、地元の人々との交流を楽しむこと。

県産木材

香川県内の森林で生産された原木及びこれを原材料として製造された木材。

県産木材認証制度

平成25年4月に創設され、県内で生産・加工された木材であることなどを証明する制度。

県産認証木材

県産木材認証制度に基づき、県内で生産・加工されたことなどが認証された木材。

原木シイタケ

コナラ、クヌギ等の原木（0.9～1mの長さに切った木）にシイタケの菌を植えて栽培したもの。

これに対し、おがくずやチップ等の基材に水と添加物を加えて、容器に詰めた後にシイタケの菌を植えて栽培を行うものを菌床シイタケという。

県民参加の森づくり

県民参加の植林や竹林の整備等の森づくりの行事や暮らしの中で木材製品を利用すること。

県立農業大学校「林業・造園緑化コース」

林業への就労希望者の裾野を広げ、森林整備の担い手を継続的に確保、定着させるため、令和6年4月から県立農業大学校「造園緑化コース」を再編して、「林業・造園緑化コース」を設置した。

公益的機能

森林が持っている機能のうち広く一般に役立つもの。水資源の涵養や山地災害の防止、二酸化炭素の吸収源、生物多様性の保全、快適な環境を形成する機能など。

公共施設緑化基準

県が設置または管理する学校、公営住宅、庁舎等の公共施設について、緑化を行う場合の基準で、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に基づき定められている。

航空レーザ計測

航空機に搭載したレーザスキャナから地上にレーザ光を照射し、地上から反射するレーザ光との時間差より得られる地上までの距離と、ＧＮＳＳ（Global Navigation Satellite System：全球測位衛星システム）測量機、ＩＭＵ（Inertial Measurement Unit：慣性計測装置）から得られる航空機の位置情報より、地上の標高や地形の形状を調べる測量方法。

高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械のことで、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、スイングヤーダなどがある。

広葉樹材

クヌギやコナラ、ヤマザクラなど広葉樹の原木及びこれを原材料として製造された木材。

広葉樹林業

林業とは、森林で経済的利用を目的として樹木を植林し、育成・管理して、林産物（主に木材）を生産する産業であり、一般的に建築用材に適しているスギやヒノキなどの針葉樹を植林・育成・管理することが多い。

一方、広葉樹林業とは、コナラやヤマザクラなど広葉樹を育成・管理し、家具やフローリング、工芸品などの素材、シイタケ原木や薪炭材として活用し里山林の資源循環を図る林業のこと。

孤立丘（ビュート）

メサ状地形の浸食がさらに進むと、山頂部の平坦部がわずかで急な斜面が多くなり、おむすび型の孤立丘となる。これをビュート（ビュート状地形）といい、讃岐平野に点在している。讃岐富士と呼ばれる飯野山が有名。

溶岩台地（メサ）参照

コンテナ苗

根巻きを防止できる容器で育苗した根鉢付き苗で、根に土がついている根鉢の状態で植栽することなどから、植栽後の活着率が高く、植栽時期の幅を広げることができる苗。

さ

採種園

苗木を生産するための種子を採取する目的で、エリートツリー等を用いて造成した圃場。

作業システム

作業システムとは、木材生産現場における、立木の伐倒、林外への搬出、 トラック積み込みまでの一連の作業プロセスを対象とした、作業と機械と人の有機的な組合せ。

里海づくり活動

海域・陸域を一体的に捉え、人が適切にかかわることにより、多様な生物が生息できる健全な海の状態を保ち、水産資源だけでなく、景観、憩いの場、食文化、観光など多くの恵みを享受できる「豊かな海」をめざして取組む活動。

里山林

里山二次林とも呼ばれる。伐採等の人手が加わることなどにより攪乱が起きた後に成立し、遷移している状態の森林。

砂防

荒廃した箇所に砂防えん堤や護岸工といった設備をつくり、未然に土砂災害の発生を防止すること。

山地災害危険地区

山地において発生する山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等の土砂災害、地すべりにより、公共施設または人家に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形、地質等から危険度が一定基準以上の箇所。

ＣＳＲ
Corporate Social Responsibility の略称で、企業の社会的責任のこと。企業が利益を追求し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など企業が果たすべき責任のこと。

自然海浜保全地区
自然海浜の環境を保全し、適正利用を図るため、瀬戸内海の海浜地およびこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜、岩礁など自然の状態が維持されているもの、または海水浴、潮干狩りなど公衆に利用されることが適当なものを「香川県自然海浜保全条例」に基づき指定しているもの。
（令和７年３月末現在 23 箇所）

自然環境保全地域
優れた天然林やこれと一体となって自然環境を形成している地域、地形や地質が特異であり、または特異な自然の現象が生じている区域、その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原または河川の区域、希少あるいは固有な野生動植物が生息、または生育している区域を「香川県自然環境保全条例」に基づき指定しているもの。
（令和７年３月末現在４地域）

自然記念物
植物、地質、鉱物等で、住民に親しまれているもの、由緒のあるものまたは学習的価値のあるもののうち、その周辺の土地と一体となって良好な自然環境を形成しているものを「香川県自然環境保全条例」に基づき指定しているもの。
（令和７年３月末現在 55 件）

事前協議制度
「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」の規定により、森林法の地域森林計画の対象となっている民有林については 0.1 ヘクタール以上、それ以外の土地については 1 ヘクタール以上の土地開発行為を行う前に、知事との協議を義務付けている制度。

自然公園
わが国のすばらしい自然の風景地や生物多様性の保護・保全のため、また、野外レクリエーション・自然体験活動の場として区域を定めて指定されるもの。国が指定する国立公園（海域公園を含む）、国が都道府県の申出により指定する国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園の３種類がある。
本県には、瀬戸内海国立公園と大滝大川県立自然公園がある。

指定管理者制度
平成 15 年６月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、適正かつ効率的な運用を図ることを目的として創設された制度で、地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させる制度。

指定希少野生生物
香川県希少野生生物の保護に関する条例に基づき、県が県内の希少野生生物（絶滅のおそれがある野生生物）のうち、特に保護を必要とする種を指定したもの。指定した種は、生きた個体の捕獲、採取、殺傷または損傷が原則禁止としている。

シミュレーター
現実の現象や物体などを模擬的に再現する機能を持った装置やソフトウェア、システムなどのこと。機械操作の訓練、現象の予測や機序の解明などのために用いられる。

社叢
神社の森。

人工林
人工造林など人の手により更新され、成立した林のこと。これに対し、自然の力により更新され、成立した林を天然林という。

侵略的外来種

外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性をおびやかすおそれのあるもの。

森林環境税、森林環境譲与税

平成 31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設された。

「森林環境税」は、令和 6 年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を市町が賦課徴収するもの。

「森林環境譲与税」は、市町による森林整備の財源として、令和元年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して譲与されている。

森林組合

森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。

森林組合には、森林所有者を組合員とする森林組合および生産森林組合のほか、森林組合を会員とする森林組合連合会がある。森林組合などの作業班員と表現する場合は、香川県森林組合連合会の作業班員を含む。

森林経営管理制度

適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る制度。

森林経営計画

森林所有者等が自己の所有する山林、または委託を受けた森林について、森林法の規定に基づき作成する計画。市町村長等に認定を求めることができる。この計画には、森林経営の長期の方針や森林施業に関する計画を記載する必要がある。

森林公園

県民の心身の健康の増進並びに森林及び緑化に関する知識の向上を図るため、香川県森林公園条例に基づき設置した公園。

県立の森林公園として、公渕森林公園、満濃池森林公園、ドングリランドがある。

森林作業道

間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため、整備する林業機械の走行を想定した簡易な構造の道。

森林施業

森林を育成するために、植栽、下草刈り、間伐など森林に対する働きかけを継続的に行うこと。

森林施業プランナー

所有面積が小規模な森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった森林施業計画（森林経営計画）の作成の中核を担う人材。

森林病害虫等

樹木または林業種苗に損害を与える害虫や樹木の病気などをいう。松枯れの原因となる松くい虫をはじめ、マツケムシなどの害虫類、病原菌類、病原ウイルスのほかに林野火災なども含まれる。

水源の涵養（かんよう）

森林などにおいて、土壌に雨水を貯留し、ゆっくりと流出させることで、河川に流れる水量を安定させる機能のほか、雨水が土壌に浸透・通過することにより水質を浄化する機能。

筋工

山地斜面において、丸太等を等高線に沿って配置し、地表水を分散させ表面侵食を

防止するとともに、土壌を保持し雨水の浸透を促進する工法。

生物多様性
生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上には長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれており、一つひとつに個性があり、すべて直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。

施業の集約化
森林組合などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行い、コストダウンを図ることが可能となる。

ソーシャルメディア
インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディアのことであり、代表的なものとして、ブログ、Facebook や Instagram 等の SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、YouTube やニコニコ動画等の動画共有サイト、LINE 等のメッセージングアプリがある。

素材
製材・合板等の原材料に供される丸太等（原木）。

た

多面的機能（多面的な機能）
国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農山漁村で行われる農林水産業の営みにより生じるさまざまな機能。

地球温暖化
人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表や大気の温度が追加的に上昇する現象。

治山、治山施設
森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る国土保全政策の一つ。
森林法に規定する保安林の指定目的を達成するために行う保安施設事業と、地すべり等防止法に規定する保安林等の存する地域で行う地すべり防止工事等の事業をあわせたもの。
治山事業のために設置される治山ダム、土留、水路、落石防護柵などの人工的な施設や構造物を治山施設という。

長寿命化計画
インフラ施設の安全性や機能を確保しつつ、重点的・効率的な維持管理や更新投資を行っていくための計画。

低密度植栽
一般的に普及している 3,000 本/ha 程度よりも低密度で植栽する方法。

天然記念物
文化財保護法、または香川県文化財保護条例に規定された、学術上価値の高い動物・植物および地質鉱物。

天然更新
天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新。

特定外来生物
外来生物を参照。

特用林産物
きのこ、くり、わらび、ぜんまい、たけのこ、炭などの森林や原野から産出される産物で、木材以外の林産物の総称。

都市公園
国や地方自治体が良好な都市環境を創出するため、都市公園法に基づき設置した

公園。
近くの住民が利用する住区基幹公園、丸亀総合運動公園などの運動公園、栗林公園のように歴史的に由緒のある歴史公園、琴弾公園のような景勝地である風致公園、香東川公園や土器川公園のような都市緑地、国営讃岐まんのう公園のような国営公園などに分類される。

ドローン
飛行機、回転翼航空機等であって人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの。一般的にはマルチコプターを指すことが多い。
森林分野では、森林資源量の調査や山地災害の把握等、多様な目的で活用されている。

どんぐり銀行
どんぐりを集めて苗木として払い戻すといった緑化活動のほか、県民参加による森づくり活動や、自然観察等を通した森林体験により、県民に積極的に森づくりに携わってもらおうという活動。

な

ナラ枯れ
カシノナガキクイムシがナラ・カシ類等の幹にせん入して、体に付着したナラ菌を樹体内に大量に持ち込むことにより、ナラ・カシ類の樹木が集団的に枯死する現象であり、樹木の伝染病。
昭和初期から被害の報告はあるが、平成14 年度以降特に増加しており、香川県では、令和元年度に初めてナラ枯れの発生が確認された。

農業振興地域整備計画
県が指定した「農業振興地域」が存在する市町が定める計画。地域内に今後とも長期にわたり農業上の利用を図る「農用地区域」を設定する。
「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、国は「農用地等の確保等に関する基本指針」を定め、県は当該指針に即して「農業振興地域整備基本方針」を定めるとともに「農業振興地域」を指定する。

農地転用許可制度
優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図る観点から、農地を立地条件等により区分し、開発を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに、資産保有目的等での農地取得を認めないこととする、農地法に基づく制度。農地転用とは、耕作の目的に供さない土地にすること。対象となる農地には、現に耕作されていなくても、耕作しようとすればいつでも耕作可能な農地（不耕作地等）も含まれる。

農泊
農山漁村地域に宿泊し、滞在中にその地域の農産物を活用した食事や農業体験などを楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。

は

搬出間伐
成長の過程で過密になった森林の立木の一部を抜き伐りして、立木の密度を調整し、樹木の成長や下層植生の生育を図る間伐で、伐採された木を利用目的で林外に搬出する作業。

ヒートアイランド現象
事業所や家庭用冷暖房、自動車などからの熱エネルギーの放出、ビル・舗装道路等による地面の被覆、下水道の発達などによって、水分の蒸発散量が減少し、地表温度や気温が上昇する都市部特有の現象。

風致地区
都市における風致（都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観）を維持するために定められる都市計画法上の地域地区。
風致地区では、風致の維持のため、政令で定める基準に従った地方公共団体の条例で建築等の行為を規制しており、規制された行為を行うには許可申請等の手続が

必要となる。
（令和 7 年 3 月末現在 14 地区）

フォレストマッチング
森づくりに関心のある企業・団体と県、地元市町等が協働の森づくり協定を締結し、企業等の社員等の参加と経費負担により、森林整備を進める取組み。

文化財保護指導委員
文化財について、随時、巡視を行い、所有者などに対し文化財の保護に関する指導および助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動をする者。
（令和 7 年 3 月末現在 35 人）

壁面緑化
屋上緑化を参照。

保安林
公益上の目的を達成するため、森林法に基づいて、農林水産大臣または知事が指定した森林。
水源涵養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致の 17 種類があり、森林の施業や開発行為に一定の制限が課せられている。

ま

松くい虫被害
マツノマダラカミキリにより媒介されるマツノザイセンチュウが引き起こすマツ類の樹木の集団的な枯死の現象のこと。

みどりの学校
みどりとのふれあいを通して、みどりに対する理解を深めてもらうため、子どもから大人までのあらゆる世代を対象に、みどりに関する「体験」、「学習」、「実践」ができる多様な講座を実施するもの。

みどりの巡視員
自然環境の保全を目的に、自然環境保全に熱意を有し、その業務の遂行に必要な資質を有する者に委嘱しており、巡視の対象は主に森林、県条例で定める県立自然公園、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然記念物、自然海浜保全地区等である。
（令和 7 年 3 月末現在 29 人）

みどりの保全協定
「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に基づく事前協議が必要な土地開発行為のうち、①土石の採取または鉱物の掘削行為、②法高 20m以上または法面積 2,000 ㎡以上の法面が形成される土地開発行為、③その他特に緑化が必要な土地開発行為を行う場合に、開発跡地の緑化を確実に行うことを保証するために、あらかじめ知事と土地開発協議者が結ぶ協定。

緑の少年団
緑を愛し、緑を守り、育てる心を養うことを目的に活動する少年たちの自主的団体。

緑の募金
「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、毎年、農林水産大臣の定める期間内に限って行う寄附金の募集。寄附金は森林整備等の推進に用いる。

民有林
国有林以外の森林。所有者別に都道府県有林や市町村有林などの公有林と私有林がある。

木育
木と関わることで、木に対する親しみや理解を深めることにより木を生活に取り入れたり、みずから森づくりに貢献する人の育成をめざす活動。

藻場
内湾や浅瀬に海藻等が群落を形成している場所。魚介類の産卵場所や幼稚魚の生息場所として重要であり、水質浄化や水中

への酸素供給、二酸化炭素の吸収などの副次効果もある。

や

溶岩台地（メサ）

メサ（メサ状地形）は、山頂部が平坦な台状（テーブル状）の地形で、県内では屋島が有名。この地形は、上部に硬岩、下部に軟岩があり、軟岩の浸食が進み硬岩が足下をすくわれるように崩れ落ちて急崖ができあがったと考えられている。

ら

緑地環境保全地域

香川県自然環境保全条例に基づき、市街地またはその周辺にあるこれらの区域およびこれと一体となって自然環境を形成している区域で、その区域を保全することが地域の良好な生活環境の確保に役立つ地域として指定しているもの。

（令和 7 年 3 月末現在 5 地域）

緑化技術マニュアル

「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に基づき制定された「香川県公共施設緑化基準」により公共施設の緑化を行う場合等の指針。

林業労働力確保支援センター

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、事業主が一体的に行う雇用管理の改善および事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することにより、林業労働力の確保を図ることを目的として、知事の指定を受けた一般社団法人または一般財団法人。

林業研究グループ

森林所有者等で構成され、森林づくりの技術や経営改善、地域づくりや交流など森林・林業にかかわる活動を行う自主的なグループ。

林業専用道

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐をはじめとする森林施業に利用する道をいい、普通自動車（10 トン積程度のトラック）などの走行を考慮した道。

林地開発許可制度

森林法の規定により、地域森林計画の対象となっている民有林において、1 ヘクタールを超えて開発行為（土石の採掘、宅地造成等土地の形質を変更する行為）を行う場合に、あらかじめ知事の許可を義務付けている制度。許可の要件は、①災害を発生させるおそれがないこと、②水害を発生させるおそれがないこと、③水の確保に著しい支障がないこと、④環境を著しく悪化させないことの 4 条件である。

林地台帳制度

市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する制度。

齢級

森林が成立してからの年数である林齢（人工林では、苗木を植栽した年を 1 年生とし、以後 2 年生、3 年生と数える）を、5 年ごとに一括りにしたもの。林齢 1～5 年生を 1 齢級、6～10 年生を 2 齢級と数える。

路網

植栽や立木の伐採などの森林の整備や利活用を効率的に行うための林道、森林作業道などの道の総称。

2　天然記念物等の指定状況

（１）天然記念物の指定状況

区　分	名　　称	所在地
特別天然記念物	宝生院のシンパク	土庄町
天然記念物	烏骨鶏	地域を定めず
	屋島	高松市
	象頭山	善通寺市・琴平町
	円上島の球状ノーライト	観音寺市
	絹島 及 丸亀島、鹿浦越のランプロファイヤ岩脈	東かがわ市
	菅生神社社叢	三豊市
	誓願寺のソテツ、皇子神社社叢	小豆島町
	琴平町の大センダン	琴平町
	天川神社社叢	まんのう町
県指定天然記念物	船山神社のクス、ソテツの岡、根上りカシ、一瀬神社社叢、岩部八幡神社のイチョウ	高松市
	小与島のササユリ	坂出市
	善通寺市中村町の木熊野神社社叢、善通寺境内の大グス	善通寺市
	日枝神社の樟	観音寺市
	蛭子神社境内のムクの木、長尾衝上断層、大北のクワ、師走谷の大なら、南川のふじ	さぬき市
	与田寺のムクの木、三宝寺のボダイジュ	東かがわ市
	志々島の大くす	三豊市
	浄源坊のウバメガシ、銚子渓の日本サル群、片山愛樹園のソテツ、王子神社社叢	土庄町
	老杉洞の日本サル群、内海八幡神社社叢、福田八幡神社社叢	小豆島町
	蓮成寺のイヌマキとフウラン、熊野神社の二本杉	三木町
	ゆるぎ岩	宇多津町
	高見島龍王宮社叢	多度津町
	杉王神社のスギ	まんのう町

資料：生涯学習・文化財課（令和７年３月 31 日現在）

（２）県自然記念物の指定状況

名　　称	種　別	所　在　地
岩田神社のフジ、冠纓神社社叢、廣田八幡神社社叢、熊野神社社叢、櫻木神社の森、春日神社の森	植　物	高松市
塩江の不動の滝	地　形	
塩江の和泉層群基底礫岩	地　質	
十二社宮社叢	植　物	丸亀市
青木神社社叢	植　物	坂出市
若宮神社のイブキ、大麻神社社叢、吉田八幡神社の森	植　物	善通寺市
萩原寺のハギ、中姫八幡神社社叢、瀧宮神社の森	植　物	観音寺市
護摩山の岩頸、三重の滝	地　形	さぬき市
誉田八幡神社社叢、石清水八幡神社社叢、地主神社社叢、二宮神社の森	植　物	東かがわ市
みぞおちの滝	地　形	
小松尾寺のカヤ、二宮のネズ、雨宮神社社叢、厳島神社のタブ樹林、麻部神社社叢、荒魂神社社叢	植　物	三豊市
津島神社の柱状節理	地形・地質	
田井天津神社社叢、伊喜末八幡神社社叢、豊峰権現社の森	植　物	土庄町
湯船山の社叢、権現ノ鼻の森	植　物	小豆島町
花寿波島の海食地形	地　形	
小蓑熊野神社社叢、丸岡八幡神社社叢、高仙神社社叢	植　物	三木町
小蓑の虹の滝	地　形	
川上神社社叢、椎尾八幡神社の森、西ノ宮神社の森	植　物	綾川町
葛原正八幡神社社叢	植　物	多度津町
大宮神社社叢、天川神社社叢、鷲尾神社社叢、福家神社社叢、木熊野神社社叢、久保神社社叢、白鳥神社社叢、矢原邸の森、加茂神社の森	植　物	まんのう町
轟の滝	地　形	
木戸の馬蹄石	地　質	

資料：みどり保全課（令和７年３月 31 日現在）

（３）香川の保存木の指定状況

名　　称	所 在 地
三好邸のモミ、八栗寺のイチョウ、洲崎寺のイチョウ、和田邸のナシ、 焼堂のモミジ、藤沢邸のツガ、藤沢邸のトチノキ、平尾神社のツブラジイ、 大石さんのムクノキ、鷲峰寺のモミ、大原神社のヒノキ、池谷神社のフジ、 妙見宮のヤマモモ、楠神社のクスノキ、森本邸のシダレウメ、 高橋邸のヤマモモ、上原邸のムクノキ、中井家の赤スギ、十蓮坊のイスノキ群	高松市
光雲寺のモッコク、長徳寺のモッコク、春日神社のアキニレ、真光寺の松、 八幡神社のクスノキ、土岐邸のカキ	丸亀市
白峰寺のモミ、荒神社のクロガネモチ、川田邸のニッケイ、 川田邸のケンポナシ、白峰宮のクスノキ	坂出市
禅定寺登山道のヒノキ	善通寺市
観音寺東小学校のラクウショウ、白山神社のクス、安井菅原神社のクス、 生木の地蔵クス、法泉寺のボダイジュ、豊浜町東公民館のイブキ、 豊浜八幡神社のクス、宗林寺のクロガネモチ、金神神社のクスノキ、 観音さんのヤマモミジ、大野原八幡神社のクヌギ	観音寺市
富田神社のクスノキ、三宅邸の胡蝶ワビスケ、大窪寺のサザンカ、 大窪寺のイチョウ、道味墓地内のムクノキ、真覚寺のクスノキ、 香川大学農学部太郎兵衛館のメタセコイア、長尾寺のクスノキ	さぬき市
白鳥神社のクスノキ、末国のナギ、石清水神社のクスノキ、 水主神社のいのり杉、五名小学校のヒイラギモクセイ、三宝寺のチシャノキ、 井筒屋敷のホルトノキ	東かがわ市
薬師院のイチョウ、池ノ谷のアラカシ、古屋の大ガシ、 上高瀬小学校のユーカリ、よりぞめさんのマキ、小松尾寺のクス、 橋田邸のクロガネモチ、弥谷寺のバクチノキ、本門寺のクス、 若宮神社のクロガネモチ、高良神社のクスノキ、長寿院のサルスベリ、 積の雌雄クロガネモチ、香蔵寺のソテツ、常徳寺の雌雄大ソテツ、 細川邸のタブノキ、品福寺のラカンマキ、財田駅前のタブノキ、 釈迦堂のイチョウ、室浜大明神のシンパク、梵音寺のタブノキ、 川江家のツバキ	三豊市
母倉邸のサザンカ、多聞寺のヤマモモ、唐櫃のシンパク、大部の大ガキ	土庄町
福田のアコウ、誓願寺のイブキ、オリーブ園のオリーブ、 荒魂神社のウバメガシ、荒魂神社のムクノキ、亀山八幡宮のシンパク、 農業試験場小豆分場のコルクガシ	小豆島町
津柳のネズミサシ、常光寺のイチョウ、三宝荒神のフジ、 津婦呂木神社のムクノキ、津柳のケヤキ、和爾賀波神社のモミ	三木町
大将軍神社のアベマキ、常善寺のスイリュウヒバ	綾川町
大歳神社のシラカシ、金陵の郷の大楠	琴平町
川上神社のホオノキ、三角のカツラ、山熊神社のケヤキ、若林神社のセンダン、 春日神社のムクノキ、山戸神社のカゴノキ、妙覚寺のコウヤマキ、 琴南町役場のエノキ、西の宮のツブラジイ、前ノ川神社のスギ、 前ノ川神社のウラジロガシ、川上神社のケヤキ、山戸神社のヒノキ、 仲南東小学校のクロマツ	まんのう町

資料：みどり保全課（令和７年３月 31 日現在）

３　みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（H14.4.1 施行）

平成 14 年３月 27 日
香川県条例第２号

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　緑化の推進とみどりの保全に関する施策
　第１節　緑化推進等基本計画（第６条）
　第２節　緑化の推進とみどりの保全に関する基本的考え方（第７条―第 12 条）
　第３節　緑化推進地域（第 13 条―第 15 条）
　第４節　土地開発行為の事前協議等（第 16 条―第 24 条）
第３章　雑則（第 25 条・第 26 条）
第４章　罰則（第 27 条―第 30 条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、狭あいな県土を有し、その森林等の占める割合が低く、高度な土地利用が行われている本県において、みどりが有する県土の保全、水資源のかん養、地球温暖化防止その他の公益的機能の重要性にかんがみ、県民の参加と協働の下、県土の計画的な緑化を推進するとともに、みどりを保全するために必要な土地利用の調整を行うことにより、みどり豊かでうるおいのある県土づくりを図り、もって快適な環境の確保に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　みどり　樹木等の植物が生育する森林、農地、草地その他これらに類する土地が形成している環境をいう。

（２）　土地開発行為　次に掲げる行為をいう。

ア　土石を採取し、又は鉱物を掘採すること。

イ　土砂等により土地を埋め立てること。

ウ　ア及びイに掲げる行為のほか、土地の形質を変更すること。

（３）　土地開発事業者　土地開発行為を自ら行い、又は他の者に行わせる者をいう。

（４）　開発区域　土地開発行為を行う土地の区域をいう。

（県の責務）

第３条　県は、緑化の推進とみどりの保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

２　県は、前項の施策について、県民及び事業者の理解を深めるため、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（県民及び事業者の責務）

第４条　県民及び事業者は、県が実施する緑化の推進とみどりの保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市町との連携）

第５条　県は、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町との連携を図るものとする。

第２章　緑化の推進とみどりの保全に関する施策

第１節　緑化推進等基本計画

第６条　知事は、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画（以下「緑化推進等基本計画」という。）を定めなければならない。

２　知事は、緑化推進等基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。

３　知事は、緑化推進等基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　前２項の規定は、緑化推進等基本計画の変更について準用する。

第２節　緑化の推進とみどりの保全に関する基本的考え方

（公共施設の緑化）

第７条　県は、その設置し、又は管理する道路、都市公園、学校、公営住宅、庁舎等の公共施設について、知事が定める基準により、緑化を行うものとする。

（民間施設の緑化）

第８条　事務所又は事業所の所有者又は管理者は、その敷地内において緑化に努めるものとする。

（地域の緑地の保全等）

第９条　県は、地域住民の交流を促し、地域に対する誇りや愛着を育むため、地域において象徴となる緑地を保全し、及び確保するものとする。

（水辺のみどりの保全等）
第10条　県は、水辺のみどりが多様な生物の生育環境や生息環境となっていることにかんがみ、水辺のみどりを保全し、及び確保するものとする。

（森林の保全等）
第11条　県は、森林の有する公益的機能を確保するため、森林を保全し、及び整備するものとする。

（農地の保全等）
第12条　県は、農地、ため池等がみどり豊かな生活空間や田園景観を形成していることにかんがみ、農地、ため池等を保全し、及び確保するものとする。

第３節　緑化推進地域

（緑化推進地域の指定）
第13条　知事は、緑化を推進することが特に必要であると認める土地の区域を緑化推進地域として指定することができる。
２　知事は、緑化推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第１項に規定する緑化計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。
３　前項の場合においては、知事は、当該地域の区域内の土地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「土地所有者等」という。）から意見を聴くものとする。
４　知事は、緑化推進地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
５　第２項前段及び前２項の規定は緑化推進地域の区域の変更及び指定の解除について、第２項後段の規定は緑化推進地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

（緑化計画の決定）
第14条　知事は、指定に係る緑化推進地域の区域内の土地所有者等が作成した緑化計画（緑化推進地域における緑化に関する計画をいう。以下同じ。）の案を審査し、緑化計画を決定する。
２　知事は、緑化計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。
３　前条第２項前段及び前２項の規定は緑化計画の変更について、同条第２項前段及び前項の規定は緑化計画の廃止について、それぞれ準用する。

（緑化推進地域における緑化の推進）
第15条　緑化推進地域の区域内の土地所有者等は、緑化計画に基づき、当該区域内において緑化を推進しなければならない。

２　知事は、緑化推進地域の区域内の土地所有者等に対し、緑化の推進に関し必要な支援を行うことができる。
３　知事は、前項の規定により財政的支援を行う場合において、必要があると認めるときは、緑化推進地域の区域内の土地所有者等と緑化を推進するために必要な事項を内容とする協定を締結するものとする。

第４節　土地開発行為の事前協議等

（事前協議）
第16条　土地開発事業者は、次に掲げる土地開発行為を行おうとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。
（１）　開発区域に含まれる森林法（昭和26年法律第249号）第５条第１項の地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.1ヘクタール以上である土地開発行為
（２）　開発区域の面積が１ヘクタール以上である土地開発行為（前号に掲げる土地開発行為を除く。）
（３）　前２号に掲げる土地開発行為に相当する土地開発行為で規則で定めるもの
２　前項の規定は、次に掲げる土地開発行為には適用しない。
（１）　都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項又は第２項の許可に係る土地開発行為（森林法第10条の２第１項の許可に係る土地開発行為を除く。）
（２）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第１項の許可に係る土地開発行為
（３）　非常災害のため必要な応急措置として行う土地開発行為
（４）　軽易な土地開発行為その他の規則で定める土地開発行為
３　土地開発事業者は、第１項の規定による協議をしようとするときは、規則で定めるところにより、協議書を知事に提出しなければならない。この場合において、土地開発事業者は、当該協議に係る土地開発行為を行うにつき法令等の規定により許可、認可その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）を要することとされているときは、当該協議書を当該許認可等に係る申請等の手続に先立ち提出するよう努めなければならない。

（開発計画の審査等）
第17条　知事は、前条第１項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る土地開発行為に関する計画（以下「開発計画」という。）が、県土の保全、水資源のかん養その他のみどりの公益的機能を保全するための基準に適合するものであるかどうかについて審査し、その審査結果その他の規則で定める事項を記載した書面（以下「協議終了通知書」という。）を当該協議を行った土地開発事業者に交付するものとする。
２　知事は、前項の規定による審査に当たっては、関係市町長の意見を聴くものとする。
３　知事は、第１項の規定により協議終了通知書を交付したときは、関係市町長にそ

の旨を通知するものとする。
4　知事は、第１項の基準を定めたときは、これを公表するものとする。

（変更協議等）
第 18 条　協議終了通知書の交付を受けた土地開発事業者（以下「土地開発協議者」という。）は、開発計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。ただし、その変更が軽微な変更その他の規則で定める変更であるときは、この限りでない。
2　前項の規定による協議をしようとする土地開発協議者は、規則で定めるところにより、協議書を知事に提出しなければならない。
3　知事は、第１項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る開発計画が前条第１項の基準に適合するものであるかどうかについて審査し、その審査結果その他の規則で定める事項を記載した書面（以下「変更協議終了通知書」という。）を当該協議を行った土地開発協議者に交付するものとする。
4　第 16 条第３項後段の規定は第２項の規定による協議書の提出について、前条第２項の規定は前項の規定による審査について、同条第３項の規定は前項の規定による変更協議終了通知書の交付について、それぞれ準用する。
5　土地開発協議者は、第１項ただし書に規定する変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（行為の制限）
第 19 条　土地開発事業者は、第 17 条第１項の規定による協議終了通知書の交付を受けなければ、第 16 条第１項各号に掲げる土地開発行為を行ってはならない。ただし、当該土地開発行為が同条第２項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
2　開発計画の内容の変更（前条第１項ただし書に規定する変更を除く。）をしようとする土地開発協議者は、当該変更に係る同条第３項の規定による変更協議終了通知書の交付を受けなければ、当該変更に係る土地開発行為を行ってはならない。

（土地開発行為の着手の届出等）
第 20 条　土地開発協議者は、開発計画に係る土地開発行為に着手したときは、当該着手の日から５日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
2　土地開発協議者は、開発計画に係る土地開発行為を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
3　土地開発協議者は、開発計画に係る土地開発行為を完了したときは、当該完了の日から 10 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
4　知事は、前２項の規定による届出があった場合において、みどりの保全を図るために必要があると認めるときは、当該土地開発協議者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（土地開発協議者の緑化義務）

第21条　土地開発協議者は、開発計画に係る土地開発行為を行うときは、当該開発区域において適切な緑化を行わなければならない。

２　知事は、必要があると認めるときは、土地開発協議者と開発計画に係る開発区域のみどりの保全を図るために必要な事項を内容とする協定を締結するものとする。

（命令）

第22条　知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、土地開発行為を停止し、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

（１）　第 19 条第１項又は第２項の規定に違反して土地開発行為を行った土地開発事業者

（２）　詐欺その他の不正の行為により協議終了通知書又は変更協議終了通知書（以下「協議終了通知書等」という。）の交付を受けて土地開発行為を行った土地開発事業者

（公表）

第23条　知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

（１）　前条各号のいずれかに該当する土地開発事業者

（２）　協議終了通知書等に記載された事項と異なる土地開発行為を行った土地開発事業者

２　知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（立入検査等）

第24条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地開発協議者に対し、開発計画に係る土地開発行為の状況について報告を求め、又はその職員に、事務所その他の事業場に立ち入り、当該土地開発行為の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第３章　雑則

（許認可等に対する配慮）

第25条　知事は、土地開発協議者が開発計画に係る土地開発行為を行うにつき法令等の規定により許認可等を要することとされている場合において、当該許認可等の権限を有するときは、協議終了通知書等の内容を配慮して当該許認可等を行うものと

する。

（委任）
第 26 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第４章　罰則

第 27 条　第 22 条の規定による命令に違反した者は、６月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 28 条　第 19 条第１項又は第２項の規定に違反して土地開発行為を行った者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 29 条　第 24 条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 30 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則　［略］

４　香川県環境基本条例（H7.4.1 施行）

平成７年３月 22 日
香川県条例第４号

目次

前文
第１章　総則（第１条ー第７条）
第２章　環境の保全に関する基本的施策
　第１節　施策の基本方針等（第８条ー第 10 条）
　第２節　環境の保全のための施策等（第 11 条ー第 20 条）
　第３節　地球環境の保全の推進等（第 21 条）
第３章　環境の保全に関する施策の推進（第 22 条・第 23 条）
附則

私たちのふるさと香川は、「玉藻よし讃岐の国は国柄か見れども飽かぬ」と万葉集にも詠まれたように、白砂青松と多島美を誇る瀬戸内海をはじめ、緑の山々が連なる讃岐山脈、ため池や鎮守の杜などが点在する讃岐平野など、豊かな環境に恵まれ、また温暖で少雨という瀬戸内海沿岸に特有の気候を有している。このような自然条件の下、特色ある産業や文化がはぐくまれ、私たちは、生活を営んできた。

しかしながら、資源やエネルギーの大量消費などを伴う都市化の進展や生活様式の変化は、生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球全体の環境までにも影響を及ぼすに至っている。

もとより、私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その環境を守り、より質の高いものとして将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

このため、私たちは、狭あいな県土において高度な土地利用が行われているという本県の特性を考慮しながら、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築に向け、互いに協力し、不断の努力により、自主的かつ積極的に環境の保全に取り組む必要がある。

ここに、県下すべての人々の参加により、人と自然とが共生する田園都市にふさわしい潤いと安らぎに満ちた快適な環境を創造するため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

２　この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつ、より質の高いものとして将来の世代へ継承され、及びその恵沢を県民が享受することができるように適切に行われなければならない。

２　環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

３　環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止その他の環境への負荷の低減又は自然環境の適正な保全のために必要な措置を講じなければならない。

２　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（県民の責務）

第６条　県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（市町との連携）
第７条　県は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町との連携を図るものとする。

第２章　環境の保全に関する基本的施策

第１節　施策の基本方針等

（施策の基本方針）
第８条　県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。
（１）　大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
（２）　生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、多様な自然環境の保全、緑の創出等を図ることにより、県民が自然と共生する豊かな環境を創造すること。
（３）　身近な緑、水辺地等を保全し、及び歴史的文化的遺産と一体をなす環境を保全するとともに、地域の特性を生かした美しい田園都市の形成を推進することにより、人と自然との豊かな触れ合いが保たれる潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。
（４）　資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等の推進を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。
（５）　地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図ることにより、地球環境の保全に資すること。

（香川県環境基本計画）
第９条　知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、香川県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
２　環境基本計画は、本県の自然的社会的文化的な環境の特性を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）　環境の保全に関する長期的な目標及び施策の大綱
（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項
３　知事は、環境基本計画を定めるに当たり、あらかじめ、香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。
４　知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。
５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（香川県環境白書）

第10条　知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するとともに、県民に環境の状況及び県が環境の保全に関して講じた施策の状況等を明らかにするため、毎年度、香川県環境白書を作成し、公表しなければならない。

第２節　環境の保全のための施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条　県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。

（環境影響評価の推進）

第12条　県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置等）

第13条　県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　公害の原因となる行為その他の人の健康の保護又は生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

（２）　自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

（３）　公害を防止するために必要な土地利用に関する合理的な利用の調整を図る措置

２　前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（技術的助言その他の必要な措置）

第14条　県は、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民に対し、技術的助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進）

第15条　県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び希少な野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

２　県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資す

る事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

３　県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

４　県は、前２項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の推進）

第 16 条　県は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等が推進されるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

２　県は、本県の気候等の自然的条件にかんがみ、前項の必要な措置のうち、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の循環的又は有効的な利用のための措置について、積極的な推進に努めるものとする。

（環境の保全に関する教育、学習等）

第 17 条　県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）

第 18 条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、環境美化に関する活動、生活排水の浄化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第 19 条　県は、第 17 条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査の実施等）

第 20 条　県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

２　県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制を整備するものとする。

３　県は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に資するため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進等の必要な措置を講ずるものとする。

第３節　地球環境の保全の推進等

第 21 条　県は、県及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するように行動するための指針を定め、その推進を図るものとする。

２　県は、国等と連携し、環境の保全に関する技術及び情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第３章　環境の保全に関する施策の推進

（環境の保全に関する施策の調整等）

第 22 条　県は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な実施に当たっては、これを調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（市町及び民間団体等との協力体制の整備）

第 23 条　県は、市町及び民間団体等と共に、環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

附則　［略］

5　令和６年度県政世論調査結果の概要

1　調査概要

（1）目的

次期香川県環境基本計画策定に関する基礎調査の一環として、県民の環境に対する評価や関心、環境問題に関する考え方及び環境配慮の取組状況などを把握することによって、本県の環境保全における課題や施策の方向を明らかにし、新たに計画に反映させるため、県民を対象としたアンケート調査を実施したものです。

（2）調査方法

①調査地域　　香川県全域

②調査対象　　層化二段無作為抽出　3,000 人（満 18 歳以上の県民）

③調査期間　　令和 6 年 5 月 28 日～6 月 19 日

（3）環境施策についての調査項目

①環境に関する満足度・重要度について

ア　身のまわりの環境について

イ　行政の環境への取り組みについて

②日常生活における環境に優しい行動について

③行政に期待する取り組みについて

ア　森林整備と都市緑化のための取り組みについて

イ　ごみの減量化・リサイクルの推進のための取り組みについて

ウ　生物多様性の保全の取り組みについて

エ　瀬戸内海の環境の保全に関する取り組みについて

オ　環境保全活動への参加と協働のための取り組みについて

④自由意見

（4）回答結果

回答率　45.6%（回答者数：1,369 人）

２　調査結果

（１）環境に関する満足度・重要度について

ア　身のまわりの環境について

身のまわりの環境の満足度について、「とても満足している」と「まあ満足している」を合わせた【満足している】の割合は、「空気のきれいさ」78.7%が最も高く、次いで「景観の美しさ（まちなみ、田園風景、瀬戸内海など）」68.6%、「みどりの豊かさ（森林、公園など）」67.9%などとなっている。

図1－1　身のまわりの環境の満足度について

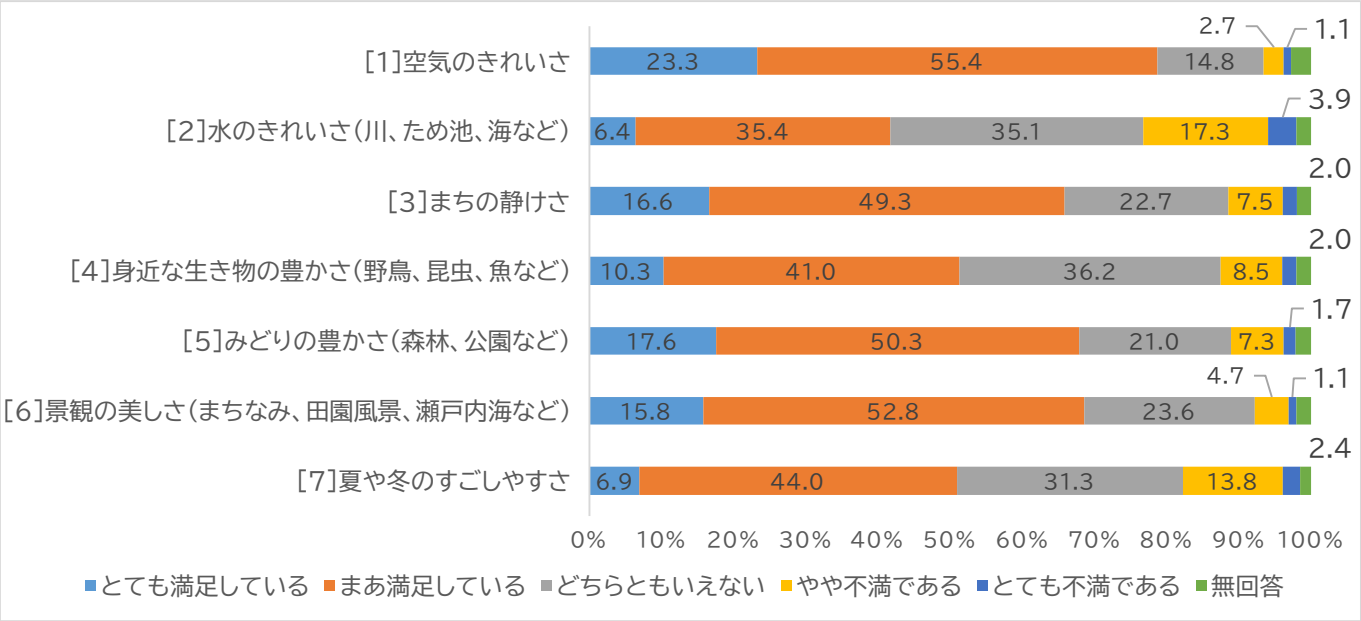

身のまわりの環境の重要度について、「とても重要である」と「まあ重要である」を合わせた【重要である】の割合は、「空気のきれいさ」83.7%が最も高く、次いで「水のきれいさ（川、ため池、海など）」81.2%、「みどりの豊かさ（森林、公園など）」76.3%などとなっている。

図1－2　身のまわりの環境の重要度について

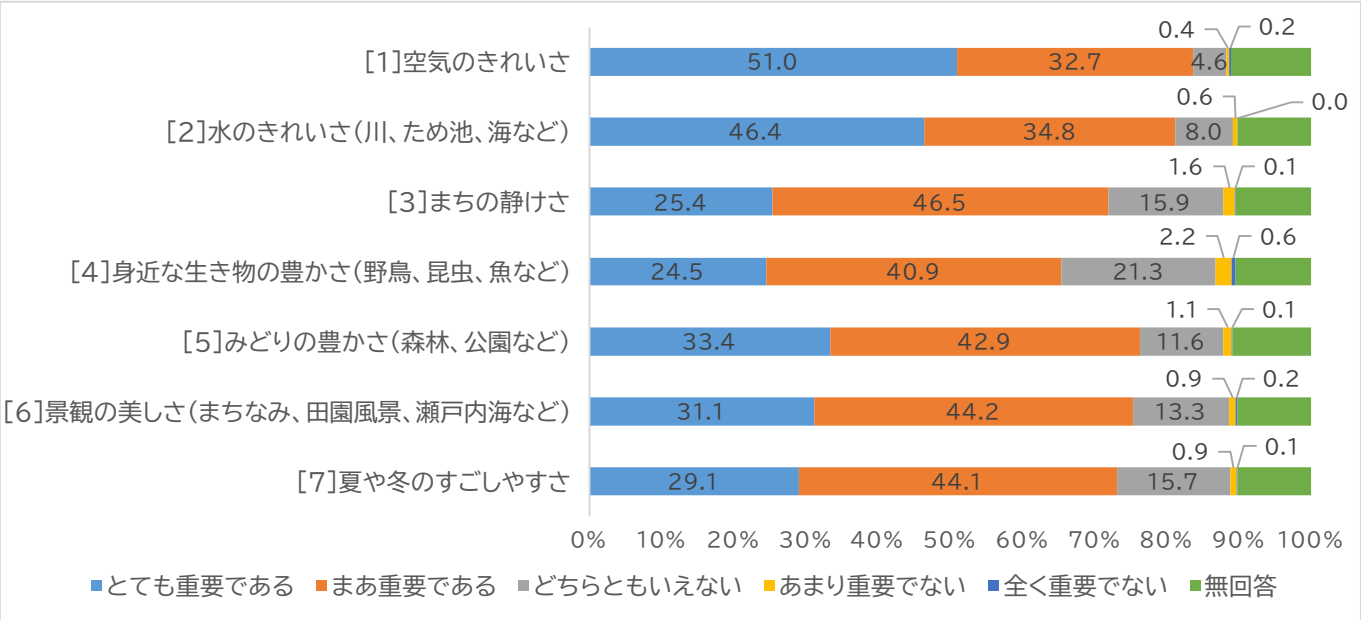

イ　行政の環境への取り組みについて

行政の環境への取り組みの満足度について、「とても満足している」と「まあ満足している」を合わせた【満足している】の割合は、「ゴミの分別、リサイクル対策」61.4%が最も高く、次いで「下水道・浄化槽の汚水処理対策」54.4%、「自然公園（瀬戸内海国立公園など）の保全と整備」51.4%などとなっている。

図2－1　行政の環境への取り組みの満足度について

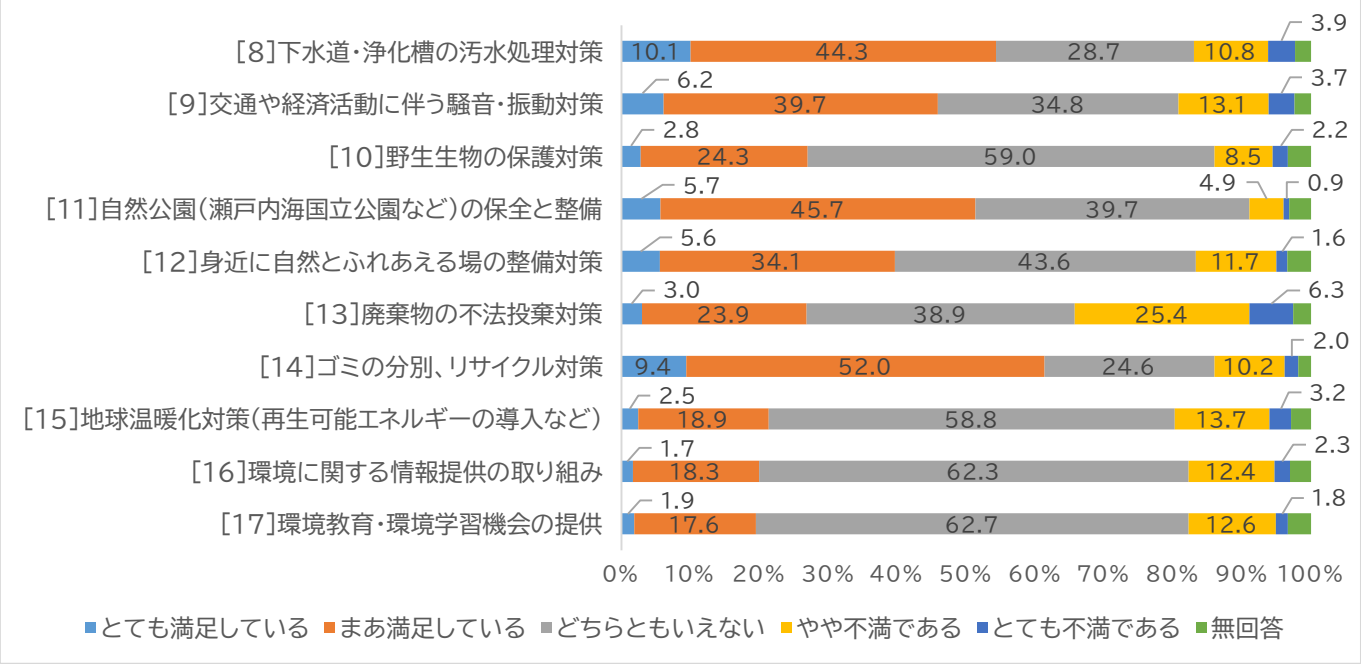

行政の環境への取り組みの重要度について、「とても重要である」と「まあ重要である」を合わせた【重要である】の割合は、「ゴミの分別、リサイクル対策」80.4%が最も高く、次いで「下水道・浄化槽の汚水処理対策」79.7%、「廃棄物の不法投棄対策」78.6%などとなっている。

図2－2　行政の環境への取り組みの重要度について

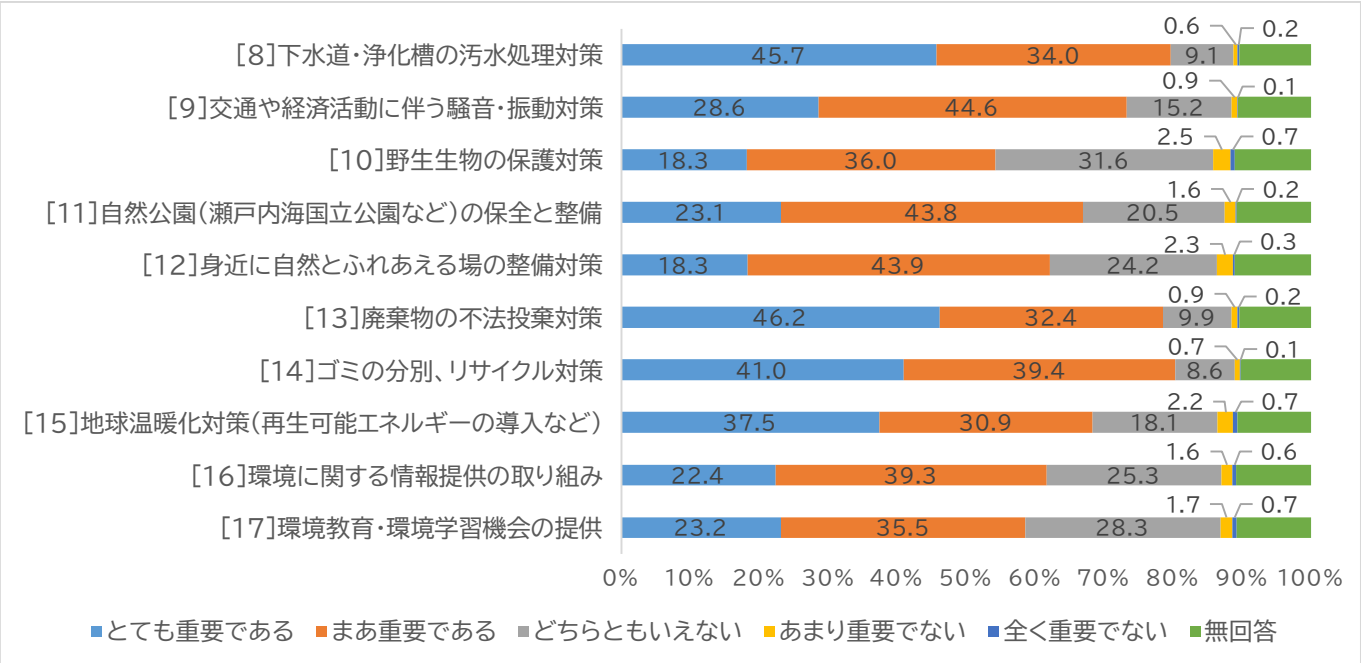

（２）日常生活における環境に優しい行動について

日常生活における環境に優しい行動について、「いつもしている」と「ときどきしている」を合わせた【している】の割合は、「市町のルールに沿って正しくゴミを分別し、リサイクル回収に協力している」97.3%が最も高く、ついで「買い物するときはマイバッグを持参したり、詰替商品や簡易包装の商品を購入するなど、ゴミを減らしている」94.6%、「食べ物を大事にして、食べ残しなど、本来食べられるものは捨てない」93.8%、「電気をこまめに消したり、冷暖房の温度設定に注意するなど節電に努めている」91.3%などとなっている。

また、「あまりしていない」と「全くしていない」を合わせた【していない】の割合は、「環境に関する講座への参加や正しい知識を得るよう努めている」75.7%が最も高く、次いで「地域や学校での環境保全活動（美化活動、緑化活動や野生生物保護など）に参加している」71.9%、「身近な環境問題について職場や家庭で話し合ったり、省エネや節電など環境によいことを知人に勧めたりしている」70.0%、「外出の際は、マイカーよりも徒歩、自転車、公共交通機関を利用している」66.0%となっている。

図3　日常生活における環境に優しい行動について

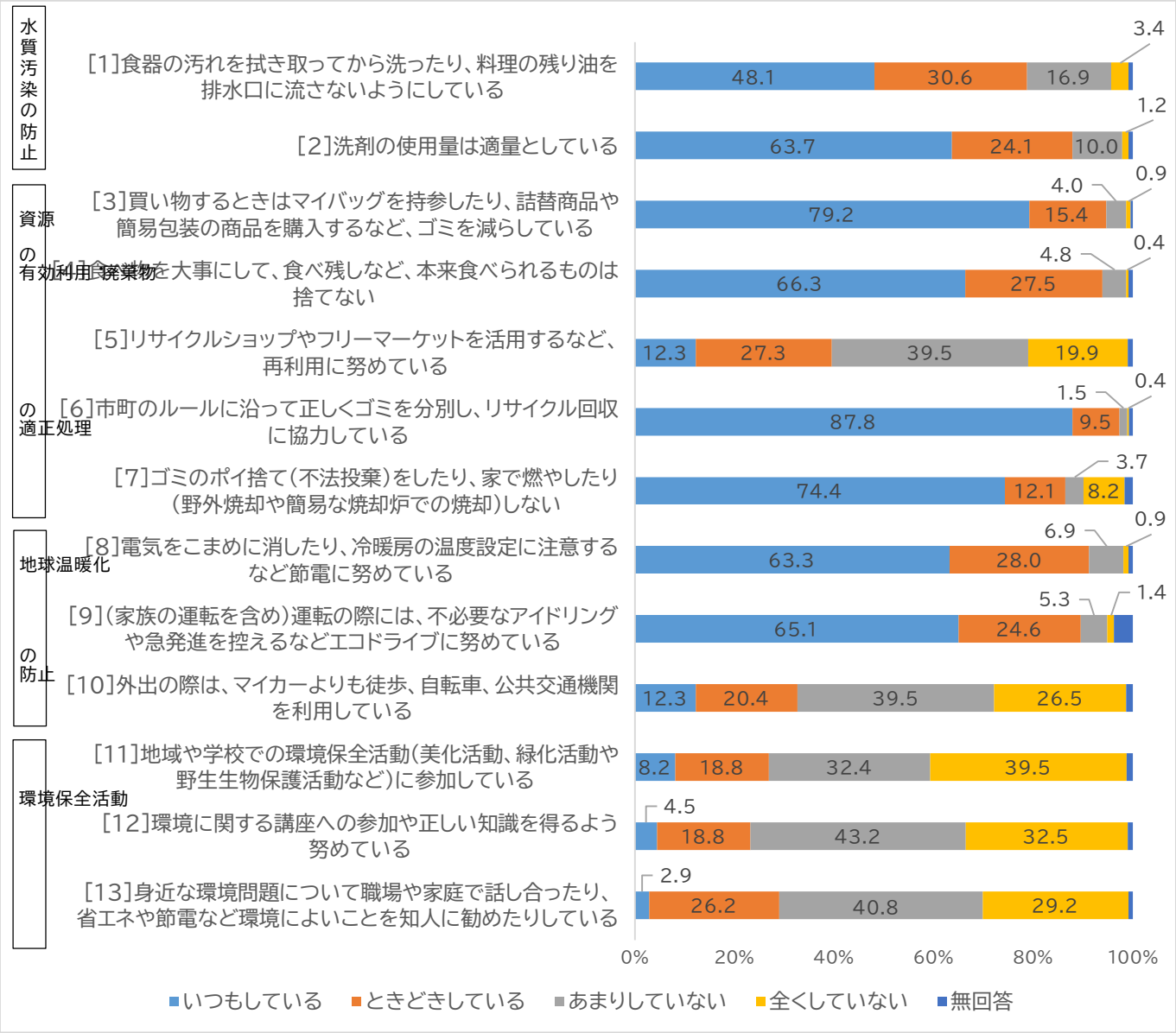

（３）**行政に期待する取り組みについて**　（効果が高いと思われる取り組みを３つ選択）

ア　森林整備と都市緑化のための取り組みについて

森林整備と都市緑化のための取り組みについて、「手入れが行き届いていない竹林や広葉樹林などの里山の整備と資源活用の推進」64.6%が最も高く、次いで「間伐など森林を守り育てる森林整備の推進」57.6%、「森林整備の担い手の育成・確保」45.1%となっている。

図4－1　森林整備と都市緑化のための取り組みについて

		グラフ単位(%)	回答者数
全　体		100.0	1,369人
(1)	手入れが行き届いていない竹林や広葉樹林などの里山の整備と資源活用の推進	64.6	884人
(2)	間伐など森林を守り育てる森林整備の推進	57.6	789人
(3)	森林整備の担い手の育成･確保	45.1	618人
(4)	都市公園や森林公園などの適切な整備･管理	33.5	458人
(5)	保安林(水源かん養機能などが指定されている森林)などの適切な管理･保全	19.6	269人
(6)	公共施設などにおける県産木材の利用促進	17.2	236人
(7)	県産木材で作った製品などの積極的なPRと情報の提供	11.0	151人
(8)	ボランティア･企業などの参加による県民総参加の森づくりの推進	11.0	150人
(9)	建物の屋上や壁面に植物を植えるなど緑化の推進	10.7	146人
(10)	その他	1.8	24人
	無回答	2.8	39人

イ　ごみの減量化・リサイクルの推進のための取り組みについて

ごみの減量化・リサイクルの推進のための取り組みについて、「ごみの多くを占める食品廃棄物の削減などに重点化した取り組み」56.8%が最も高く、次いで「学校や地域における環境学習の充実」36.6%、「不法投棄の監視・通報体制の充実」35.2%、「市町でのごみの分別方法や処理方法の見直し（可燃ごみから資源ごみへの変更など）」34.6%となっている。

図4－2　ごみの減量化･リサイクルの推進のための取り組みについて

		グラフ単位（%）	回答者数
全　体		100.0	1,369人
(1)	ごみの多くを占める食品廃棄物の削減などに重点化した取り組み	56.8	778人
(2)	学校や地域における環境学習の充実	36.6	501人
(3)	不法投棄の監視･通報体制の充実	35.2	482人
(4)	市町でのごみの分別方法や処理方法の見直し（可燃ごみから資源ごみへの変更など）	34.6	473人
(5)	広報の充実など県民全体への意識啓発や情報提供の強化	30.8	422人
(6)	スーパーでの買い物袋持参の協力呼びかけや包装の簡素化	28.1	385人
(7)	デポジット制度の導入など生産者による積極的資源回収の仕組みづくり	23.8	326人
(8)	地域による環境美化（クリーン作戦など）	20.8	285人
(9)	その他	2.6	35人
	無回答	1.6	22人

ウ　生物多様性の保全の取り組みについて

生物多様性の保全の取り組みについて、「身近な自然（里地・里山・里海）の保全」70.8%が最も高く、次いで「農業被害を発生させるイノシシなどの野生鳥獣の適切な管理」67.0%、「アライグマやヌートリアなど生態系や人間生活に影響を与える外来生物の防除」46.9%、「絶滅のおそれのある野生動植物の保護」43.2%となっている。

図4－3　生物多様性の保全の取り組みについて

	グラフ単位（%）	回答者数
全　体	100.0	1,369人
(1)　身近な自然(里地･里山･里海)の保全	70.8	969人
(2)　農業被害を発生させるイノシシなどの野生鳥獣の適切な管理	67.0	917人
(3)　アライグマやヌートリアなど生態系や人間生活に影響を与える外来生物の防除	46.9	642人
(4)　絶滅のおそれのある野生動植物の保護	43.2	591人
(5)　生物多様性に関する活動を行っている団体などへの支援	19.3	264人
(6)　自然観察会など生物多様性について理解を深めるための普及啓発活動	17.0	233人
(7)　その他	1.5	20人
無回答	2.5	34人

エ　瀬戸内海の環境の保全に関する取り組みについて

瀬戸内海の環境の保全に関する取り組みについて、「水質の保全・管理（産業排水の規制、下水道の整備、有害化学物質の対策など）」66.9%が最も高く、次いで「沿岸域の環境（藻場・干潟・自然海浜など）の保全・再生・創出」50.1%、「自然景観・文化的景観の保全（自然公園、緑地、史跡の保全、海ごみ対策など）」44.9%、「持続可能な水産資源の維持・管理の推進」29.7%となっている。

図4－4　瀬戸内海の環境の保全に関する取り組みについて

		グラフ単位（%）	回答者数
全　体		100.0	1,369人
(1)	水質の保全・管理（産業排水の規制、下水道の整備、有害化学物質の対策など）	66.9	916人
(2)	沿岸域の環境（藻場・干潟・自然海浜など）の保全・再生・創出	50.1	686人
(3)	自然景観・文化的景観の保全（自然公園、緑地、史跡の保全、海ごみ対策など）	44.9	615人
(4)	持続可能な水産資源の維持・管理の推進	29.7	406人
(5)	瀬戸内海に面した府県などとの連携の強化	27.5	376人
(6)	水質などの監視測定や調査研究	21.8	298人
(7)	健全な物質（栄養塩など）の循環機能の維持・回復	17.1	234人
(8)	環境学習の推進	9.3	128人
(9)	情報提供、広報の充実	4.9	67人
(10)	その他	1.2	17人
	無回答	2.1	29人

オ　環境保全活動への参加と協働のための取り組みについて

環境保全活動への参加と協働のための取り組みについて、「学校における環境教育・環境学習の充実」59.9%が最も高く、次いで「行政や企業、環境保全活動団体、自治体等の連携強化」51.3%、「生涯学習における環境教育・環境学習の充実」33.1%、「環境教育・環境学習の指導者や環境保全活動リーダーの育成」29.7%となっている。

図4－5　環境保全活動への参加と協働のための取り組みについて

	グラフ単位(%)	回答者数
全　体	100.0	1,369人
(1)　学校における環境教育･環境学習の充実	59.9	820人
(2)　行政や企業、環境保全活動団体、自治体等の連携強化	51.3	702人
(3)　生涯学習における環境教育･環境学習の充実	33.1	453人
(4)　環境教育･環境学習の指導者や環境保全活動リーダーの育成	29.7	406人
(5)　環境保全活動参加のきっかけとなるような啓発イベントの実施	27.2	373人
(6)　環境保全活動に関する情報提供、広報の充実	22.5	308人
(7)　環境保全団体や活動リーダーへの支援	19.0	260人
(8)　環境保全活動団体や活動リーダー相互の連携の強化	12.7	174人
(9)　その他	1.4	19人
無回答	3.4	47人

６　令和７年度県政モニターアンケート結果の概要

１　調査概要

（１）調査の目的　　香川県環境基本計画をはじめ、環境に関する４つの計画（香川県環境基本計画、香川県地球温暖化対策推進計画、香川県廃棄物処理計画、香川県みどりの基本計画）について、次期計画策定の基礎調査の一環として、県民の環境保全やみどりの保全に関する意識や取組みを把握し、計画の推進や各施策の実施に反映させるため、アンケート調査を実施したものです。

（２）調査名称　　環境の保全、みどりの保全についてのアンケート

（３）調査時期　　令和７年６月９日～令和７年６月 22 日

（４）調査対象　　県内在住の 15 歳以上の県政モニター317 名

（５）調査方法　　インターネット及び郵送

（６）回収状況　　258 名／317 名＝81.4％

（７）調査内容

問	アンケート内容
１～５	環境を守り育てる地域づくりの推進について
６～８	脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全について
９～１０	環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成について
１１～１２	自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進について
１３～１４	安全で安心して暮らせる生活環境の保全について
１５～１７	森林整備と森林資源循環利用の促進について
１８～１９	暮らしを支えるみどりの充実について
２０	県民総参加のみどりづくりについて

※ 香川県みどりの基本計画に関係する設問（問 11～12、問 15～20）以外については、アンケート結果の掲載を省略する。

２　調査結果

〔問11〕 あなたは、「生物多様性」について知っていますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
知っている	115	44.6%
「生物多様性」という言葉は聞いたことがあるが内容は知らなかった	90	34.9%
聞いたこともなく、知らなかった	51	19.8%
無回答	2	0.8%
計	258	100.0%

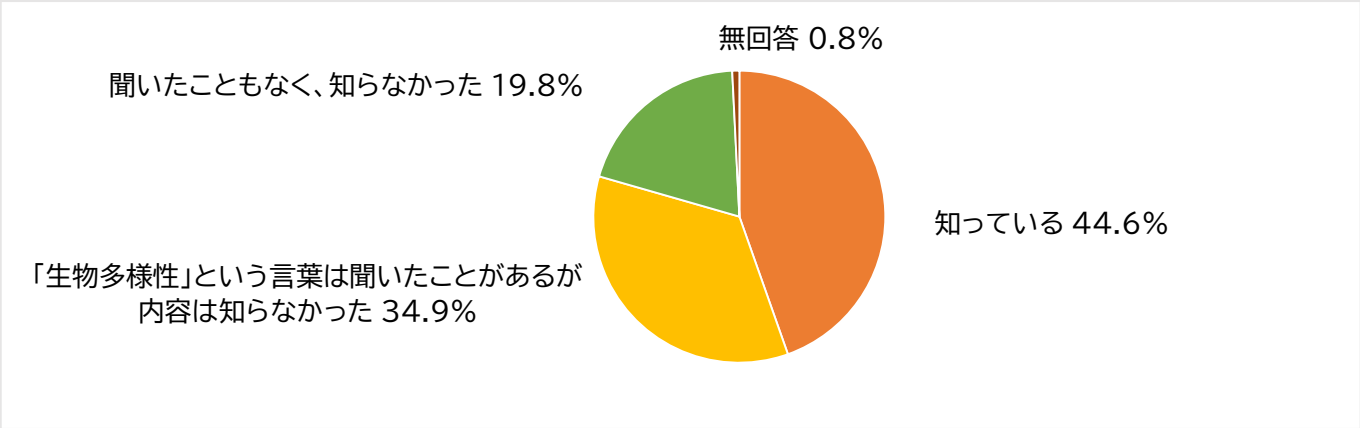

〔問12〕 あなたは、生物多様性を保全するために、どのようなことが重要だと考えますか。次の中から3つまで選んでください。

回答者数 258

選択肢	回答者数	構成比
外来生物による生態系への影響の防止	160	62.0%
自然保護地域の拡大や自然の再生	145	56.2%
地球温暖化の防止	141	54.7%
数の少ない貴重な野生動植物の保護	127	49.2%
生物多様性に関する普及啓発	46	17.8%
生物多様性に関する調査研究	40	15.5%
企業などによる生物多様性に配慮した事業活動や社会貢献活動	32	12.4%
NPOなどによる生物多様性の保全に関する活動	9	3.5%
その他	5	1.9%

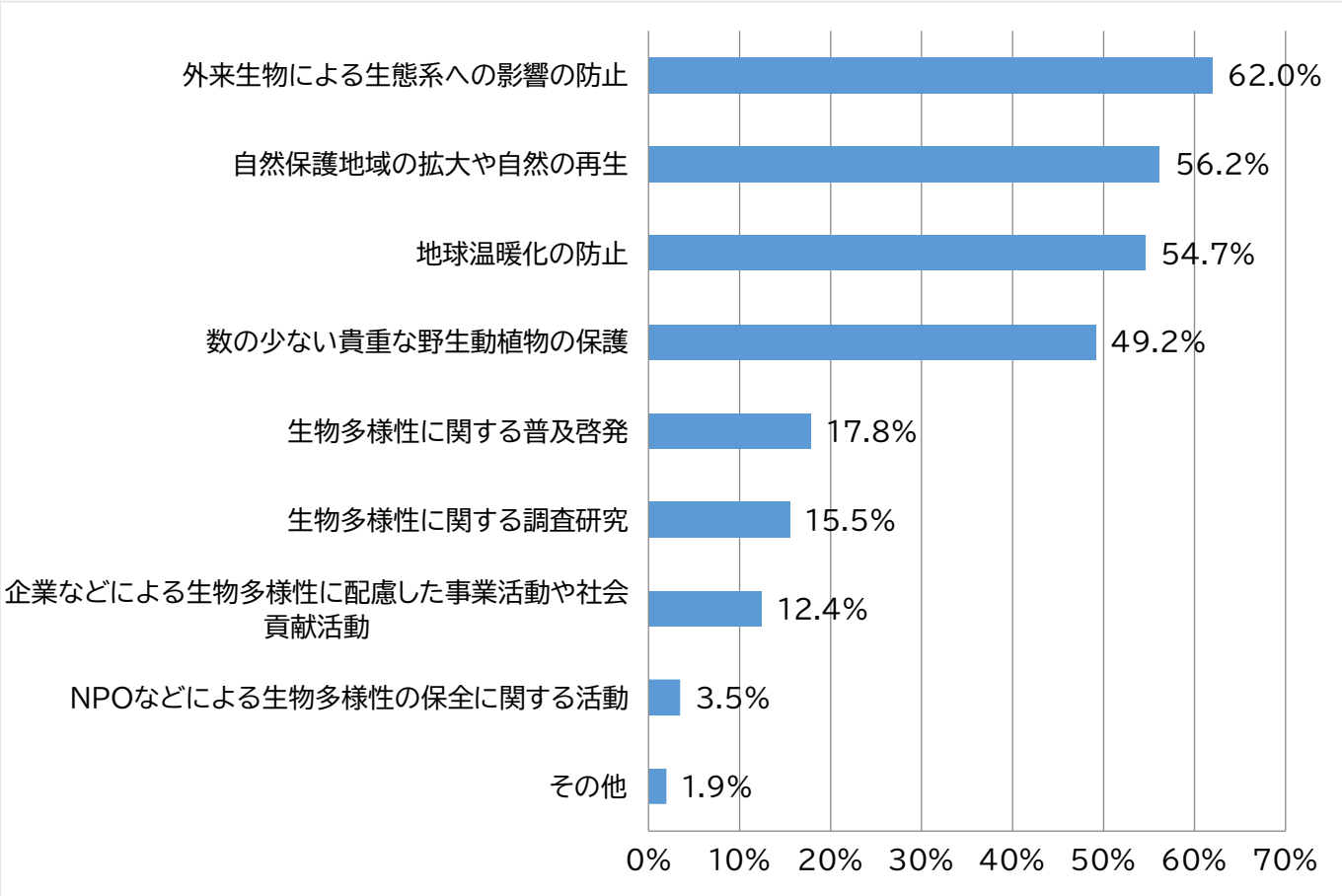

〔問15〕 あなたは、計画的に植林して育てるだけでなく、県内の森林から生産される木材を利用することが、循環が保たれた健全な森林づくりにつながることを知っていますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
知っている	109	42.2%
植えて育てることの意義は知っているが、県産木材を利用することが健全な森林づくりにつながることは知らない	114	44.2%
知らない	32	12.4%
無回答	3	1.2%
計	258	100.0%

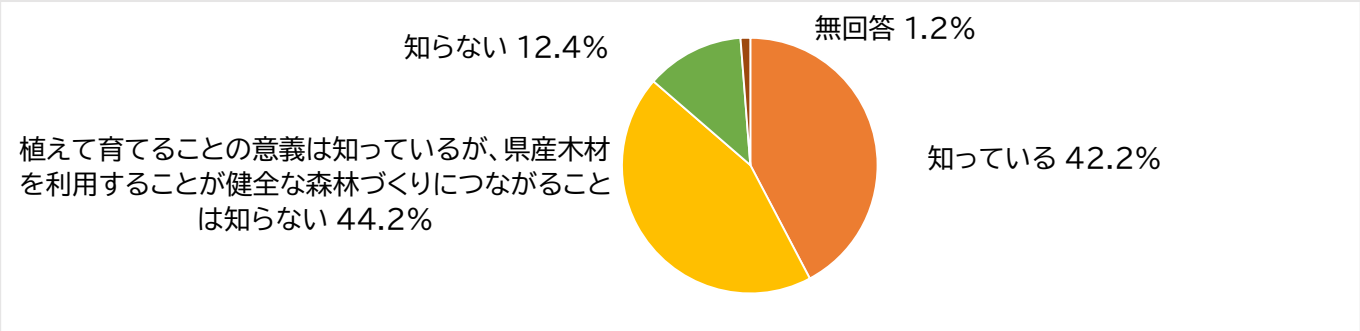

〔問16〕 香川県では、県産木材（県産ヒノキなど）の認知度を高めるため、香川県産木材認証制度により、産地・品質を認証して県産木材のブランド化を推進するとともに、県産木材製品のPR 活動を行っています。あなたは、県産木材を見たり使ったりしたことがありますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
県産木材を使ったことがある	33	12.8%
県産木材を見たことはあるが、使ったことはない	69	26.7%
県産木材について聞いたことはあるが、見たことも使ったこともない	88	34.1%
県産木材については聞いたこともないし、知らない	67	26.0%
無回答	1	0.4%
計	258	100.0%

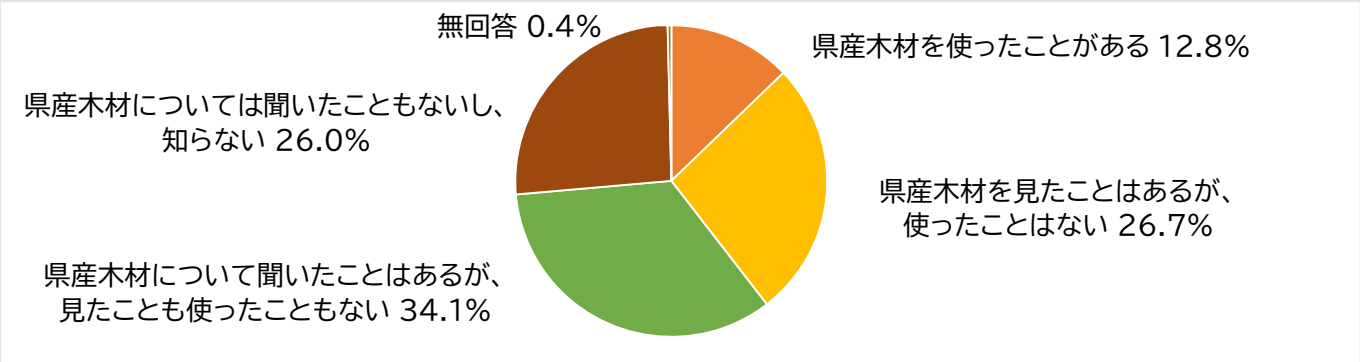

〔問17〕 問16で「県産木材を見たことはあるが、使ったことはない」、「県産木材について聞いたことはあるが、見たことも使ったこともない」または「県産木材については聞いたこともないし、知らない」と答えた方にお伺いします。
　県産木材について、どのような機会や情報があれば使ってみたいと思いますか。次の中から2つまで選んでください。

回答者数 224

選択肢	回答者数	構成比
見たり触れたりする機会	122	54.5%
製品の取扱店や入手方法などの情報	95	42.4%
価格についての情報	83	37.1%
補助・助成制度についての情報	69	30.8%
強度など品質や性能についての情報	47	21.0%
その他	6	2.7%

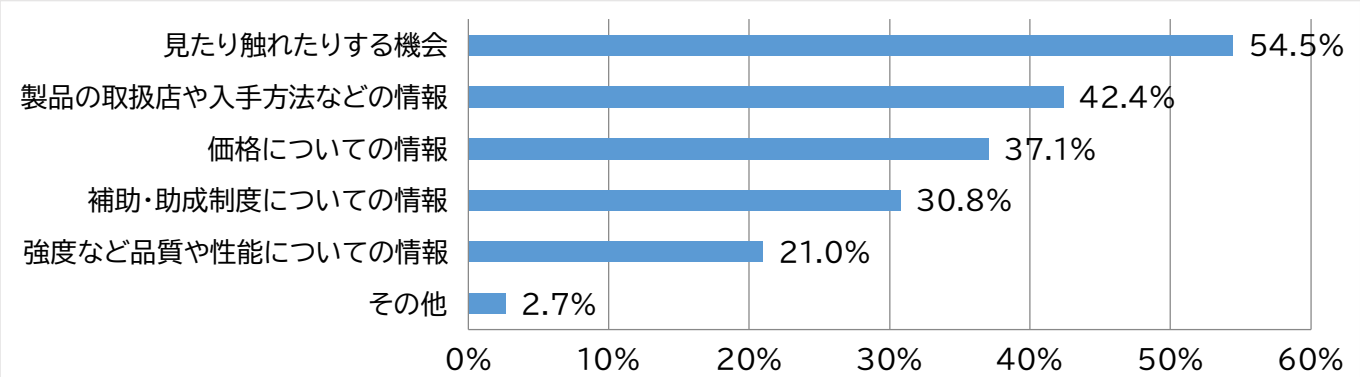

〔問18〕 香川県のみどり（森林・公園など）について、満足していますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
満足している	38	14.7%
どちらかといえば満足している	120	46.5%
どちらともいえない	72	27.9%
どちらかといえば不満である	22	8.5%
不満である	6	2.3%
計	258	100.0%

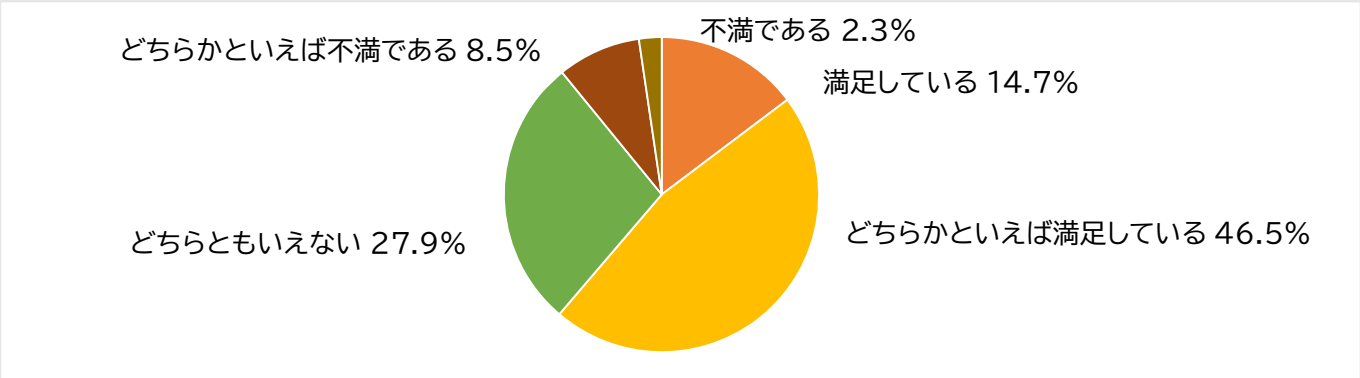

〔問19〕 あなたが、香川県のみどり（森林・公園など）の充実に向け、県が行う次の施策のうち期待するものをすべて選んでください。

回答者数 258

選択肢	回答者数	構成比
自然公園などの優れた自然環境の保全	170	65.9%
街の中などにある身近な公園の整備	167	64.7%
病害虫や野生鳥獣、外来種による被害の対策	162	62.8%
森林の無秩序な開発の防止	135	52.3%
山地災害防止対策	131	50.8%
公共施設や民間施設の緑化（建物の緑化や遊休地の芝生化など）	127	49.2%
森林公園など郊外にある規模の大きい公園の整備	113	43.8%
その他	17	6.6%

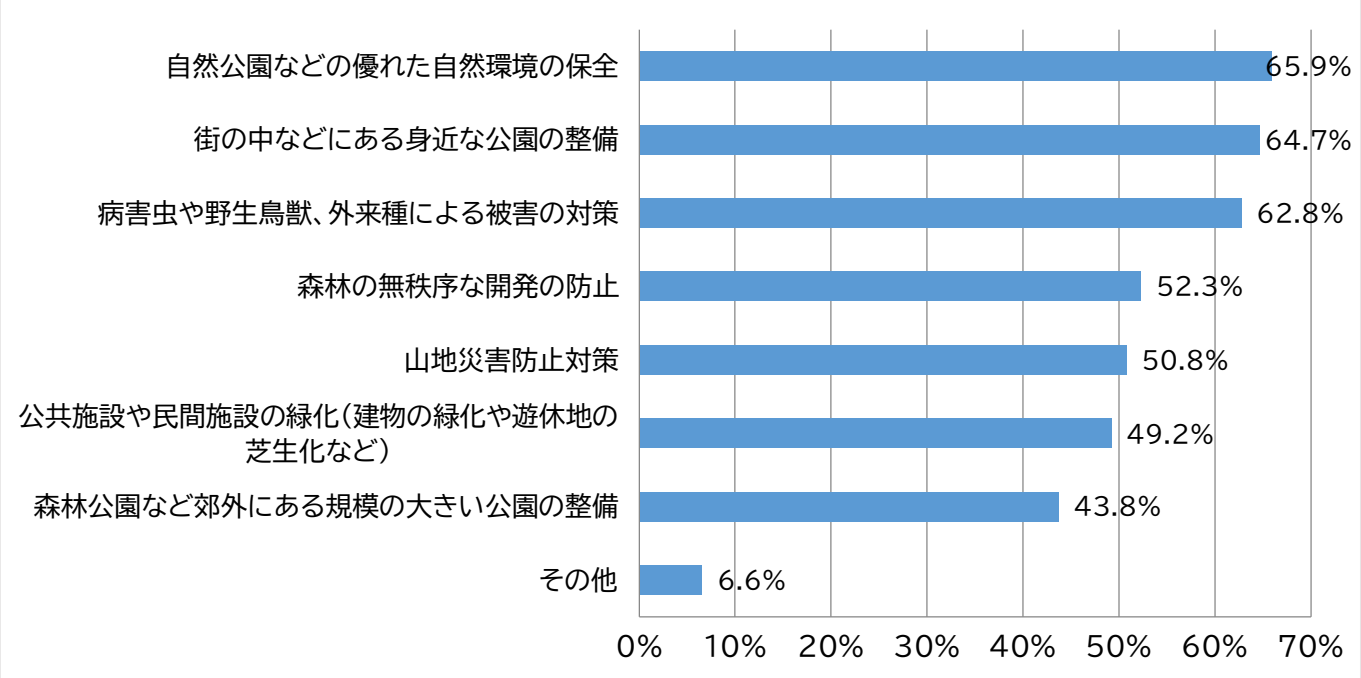

〔問20〕 あなたは、森林ボランティア活動に関心がありますか。また、参加したいと思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
関心があり、参加している	6	2.3%
関心があり、参加したいが、ボランティア活動がいつ、どこで開催されているか分からないなど、きっかけがないため、今は参加していない	57	22.1%
関心があり、参加したいが、育児や仕事などで忙しいため、今は参加していない	54	20.9%
関心があり、参加したいが、年齢や健康上の理由で今は参加していない	43	16.7%
関心があり、参加したいが、今は参加していない(特に理由はない)	32	12.4%
関心があり、参加したいが、その他の理由により、今は参加していない	7	2.7%
関心がなく、参加したくない	38	14.7%
どちらでもない	19	7.4%
無回答	2	0.8%
計	258	100.0%

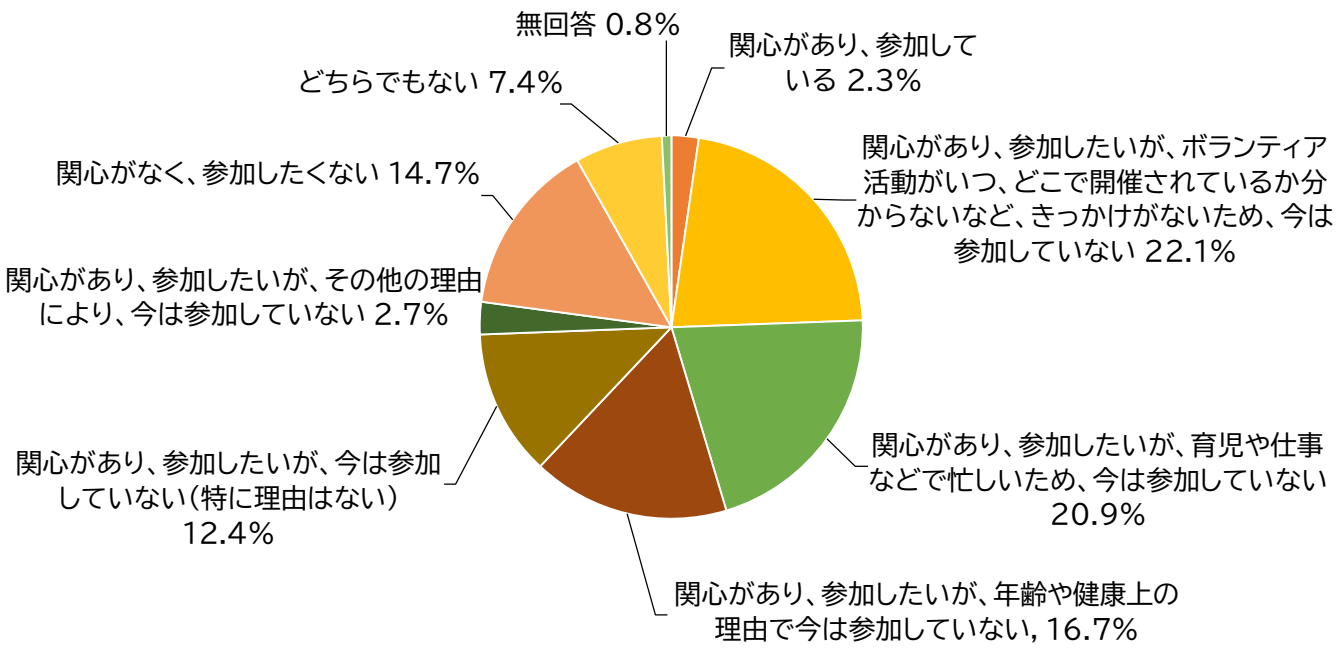

7　計画策定の経緯

年　　月　　日	内　　容
令和６年５月２８日 ～令和６年６月１９日	県政世論調査（調査項目：環境施策について）
令和７年１月１４日	知事から香川県環境審議会に諮問 ・香川県みどりの基本計画の策定について
令和７年１月１４日	香川県環境審議会から香川県環境審議会自然環境部会に付託 ・香川県みどりの基本計画の策定について
令和７年２月６日	令和６年度　第２回　香川県環境審議会　自然環境部会 ・次期計画の策定方針と現行計画の評価について審議
令和７年５月２７日	令和７年度　第１回　香川県環境審議会　自然環境部会 ・次期計画の基本目標及び施策体系について審議
令和７年６月９日 ～令和７年６月２２日	県政モニターアンケート （調査項目：環境保全に関する意識や取組みについて）
令和７年８月２７日	令和７年度　第３回　香川県環境審議会　自然環境部会 ・計画の骨子（案）について審議
令和７年９月	令和７年９月定例県議会 ・計画の骨子（案）を報告
令和７年１０月３１日	令和７年度　第４回　香川県環境審議会　自然環境部会 ・計画（素案）について審議
令和７年１１月	令和７年１１月定例県議会 ・計画（素案）を報告
令和７年１２月５日 ～令和８年１月５日	パブリック・コメント（意見公募）の実施 ・計画（素案）について意見募集
令和８年１月	令和７年度　第５回　香川県環境審議会　自然環境部会（書面開催） ・計画（案）について審議
令和８年１月２８日	香川県環境審議会から知事に答申 ・香川県みどりの基本計画の策定について
令和８年２月	令和８年２月定例県議会 ・香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例に基づき、香川県みどりの基本計画（案）を議案提出 ・令和８年３月１６日議決

８　香川県環境審議会委員名簿

諮問日（令和７年１月１４日）から答申日（令和８年１月２８日）まで

氏　　名	職　　名
一色　玲子	香川大学教育学部准教授
○　伊藤　文紀	香川大学農学部教授
○　奥村　栄朗	農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー
片山　仁子	おたがいさま高松代表
○　川上　り彩	香川県公立小・中学校女性校長会会長　（～令和７年５月１９日）
○　宮武　和代	香川県公立小・中学校女性校長会会長　（令和７年５月２０日～）
○　川南　勉	日本野鳥の会香川県支部長
木村　昭代	香川県薬剤師会副会長
久保　月	株式会社ｔａｏ．代表取締役
久米川　啓	香川県医師会会長
○　小林　剛	香川大学農学部准教授
齋藤　正人	香川県公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長
寒川　昌彦	香川県漁業協同組合連合会常務理事
会長代理　末永　慶寛	香川大学副学長/創造工学部教授
十河　久美子	ＪＡ香川県女性部副部長
谷川　俊博	香川県町村会会長（宇多津町長）
常川　真由美	環境省四国環境パートナーシップオフィス　所長
寺尾　徹	香川大学教育学部教授
寺林　優	香川大学創造工学部教授
○　土手　美恵	ＮＰＯ法人どんぐりネットワーク副会長
中橋　惠美子	香川県各種女性団体協議会会長　（～令和７年５月３０日）
冨山　清江	香川県各種女性団体協議会会長　（令和７年５月３１日～）
◎　原　直行	香川大学副学長/経済学部教授
平尾　智広	香川大学医学部教授
○　藤田　幸治	一般社団法人香川県猟友会会長
藤本　智子	弁護士
会長　○　増田　拓朗	香川大学名誉教授
○　道久　工	香川県森林組合連合会代表理事専務
宮脇　典子	香川県ＰＴＡ連絡協議会監事
山下　昭史	香川県市長会会長（三豊市長）　（～令和７年４月２３日）
佐伯　明浩	香川県市長会会長（観音寺市長）　（令和７年４月２４日～）
吉田　英子	香川県商工会議所女性会連合会副会長

◎は自然環境部会長、○は自然環境部会委員　　計２９名（５０音順）

香川県みどりの基本計画
令和８年３月

香川県環境森林部　森林・林業政策課
〒760-8570　香川県高松市番町四丁目１番10号
TEL　087-832-3454　　FAX　087-806-0225
E-mail　rinsei@pref.kagawa.lg.jp

香川県

この冊子は古紙配合率100%
再生紙を使用しています。